

一九七七年三月

高木家文書調査報告 VI

名古屋大学附属図書館高木家文書調査室

目次

まえがき	1
I 調査室運営	2
II 調査室の事業	10
1 高木家文書展示会	10
2 本学所蔵以外の高木家文書調査	13
3 閲覧	17
III 分類・整理	19
1 分類項目	19
2 第六年度一点整理進展状況	25
3 解題	27

まえがき

高木家文書調査第六年度が終了しようとしている。今年度は二八一四点のカード化にとどまらざるをえなかった。これは、高木家文書の特徴のひとつである膨大な治水関係文書の一点ずつの整理が本格的に進みはじめたものの、それが着手段階であるがゆえの作業上の制約が生んだ結果である。しかし同時に、時宜を得た輪中関係の展示会により学内外の注目を集めたことは、遅々としてはいたが、整理が着実に進んでいることを示すものである。このような一年をふりかえり、来年度の事業の一層の進展を期待しつつ、ここに調査報告書の第六集を作成する。

本調査報告は、はじめに、今年度の運営委員会の経過報告をし、つぎに、展示会、徳川林政史研究所蔵の高木家文書調査、閲覧、一点整理などの諸事業について、項をわけて報告する。最後に、今年度整理済みの文書のなかから、おもなものを選び取りあげ、その仮解題をする。

なお、この報告書は主として西田真樹室員によって作成された。なかでも、解題はもっぱら同室員の執筆するところである。

最後になったが、本調査室発足の当初から事業の進展に一貫して努力された附属図書館事務部長男沢淳氏、同整理課長槐禮一郎氏が、本年四月一日をもって定年退職される。両氏の御努力なくしては本事業の進展はなかったともいえる。ここに記して感謝の意とともに、今後の御多幸、一層の御活躍をお祈り申しあげる。

一九七七年三月

高木家文書調査室運営委員会

I 調査室運営

1 第一回運営委員会 四月一三日

まず、館長より、調査室の存続が評議会で承認されたことが報告された。つぎに、整理課長より、昨年度の決算報告があり、質疑ののち、承認された。また、今年度の運営委員長に塩沢君夫教授を再選した。今年度の整理事業計画が議論された。その結果、準備作業として、整理に必要な消耗品、備品などの準備をおこないながら、基本作業として、財政関係、治水関係文書など七〇〇〇点の一点整理をおこなう。それにとまなう付随作業としては、曝書、防虫、補修を例年どおりおこなうこととした。また、目録作成準備作業としての原稿作成も、一点整理の進展状況を勘案しながらすすめることになった。その他の必要作業として、大分県の点検、調査報告書第六集作成、史料簿作成、高木家文書関連文書の調査、採訪、展示会の計画も例年どおりである。

今年度の支出計画は、諸物価高騰、人件費上昇を見込み、昨年度予算の一五%増で要求することになった。質疑に際して、調査室の予算を特別研究教育設備費でまかなえないかとの意見が提出されたが、この件について小委員会で検討することになった。

一九七六年度の運営委員会および調査室のスタッフはつぎのとおりである。

文学部助教授 三 鬼 清一郎（小委員会委員）

同 石 原 潤

教育学部助教授 篠 田 弘

法学部教授 平 松 義 郎（小委員会委員長）

経済学部教授 塩 沢 君 夫（運営委員長）

理学部教授 大 西 英 爾

医学部教授 坂 本 信 夫

工学部助教授 島 田 静 雄（小委員会委員）

農学部教授 松 尾 幹 之

教養部助教授 伊 藤 忠 士（小委員会委員）

室 長 塩 沢 君 夫

室 員 西 田 真 樹

補助員 山 下 美 智 子

同 中 島 俣 子

同 山 森 寿 子

同 下 村 信 博（四月一三日付）

同 戒 能 民 江（七月五日付）

2 第一回小委員会 四月一三日

小委員会委員長に平松義郎教授を再選した。

運営委員会から検討を要請された調査室予算の財源について議論された。その結果、特別研究教育設備費によ

って当面事業計画がたてられないことが指摘され、恒常的には、従来どおり中央経費でまかなうこととし、必要ならばは検討することになった。

3 第二回小委員会 九月一二日

きたる一〇月四日、ケンブリッジ大学教授S・F・C・ミルソム氏の本学訪問に際して、調査室の対応のしかたについて検討された。検討の結果、調査室の事業のひとつとして、正式に受け入れることとなった。具体的には、日本封建制について、高木家文書を通じて理解してもらえような展示会を催すことになった。

なお、この展示会は予定どおり実施され、参加者には『高木家文書展示史料目録と解説』（英訳とも）が配布された。ちなみに、展示史料はつぎの二二点である。

I 高木家

- ① 一八四六年八月 先祖書

- ② 不詳 館鳥瞰図

- ③ 一九七二年秋撮影 館遺構

II 土地と人民

- ④ 一六二九年八月 徳川家光朱印状写

- ⑤ 一六〇九年九月 濃州石津郡内多良村御繩打水帳

- ⑥ 一八六二年三月 土岐郷風景

- ⑦ 一六二三年九月 時多良家付覚

- ⑧ 一七六八年三月 宗門御改并五人組帳

III 年貢

- ⑨ 一七七四年一月 午之御取箇割付之事

- ⑩ 一七七四年二月 御勘定目録

IV 家臣

- ⑪ 一七九三年 御家中士帳并御役付

- ⑫ 一七八一年三月 起請文

V 勤役

- ⑬ 一六一五年 御軍役之次第

- ⑭ 不詳 陣立図

- ⑮ 一六八一年正月 老中奉書

- ⑯ 不詳 木曾三川流域絵図

VI 農民統制

- ⑰ 一五八八年七月 豊臣秀吉朱印状（文学部所蔵）

- ⑱ 一六八三年五月 定

- ⑲ 一七八八年二月 取墾内済証文之事

- ⑳ 一八四五年七月 百姓一揆訴状

- ㉑ 一八四五年二月 御仕置之次第

4 第三回小委員会 十一月九日

まず、整理課長より、調査室の予算について報告があった。評議会では人件費の大巾増額を認められて、総額二七一・二万円となった。これにより補助員の一名増員が可能となった。

つぎに、展示会について議論された。審議の結果、日程は二月一〇日から一六日までの一週間とし、展示テーマは「輪中」と決定された。輪中関係文書三六種三七点の出陳に加えて、工学部土木教室の協力を得て、同教室所蔵の地図、写真も参考資料として展示することになった。

展示会の案内状は、例年どおり、東海地区の大学、公立図書館、高木家文書関係者、マスコミ関係に発送することにした。

つぎに、市立名古屋科学館の「地図の科学展」へ、高木家文書を出展する件について検討された。まず、文書貸与の原則について話しあわれ、つぎの諸点が確認された。①本学における文書の整理、利用に支障をきたさないこと、②破損の激しいものは、これを貸与しないこと、③文書の滅失、破損などにつき、相手方の責任を明確にしておくこと、④文書の所蔵を明示させること、⑤貸与前に当該文書の撮影をしておくこと、⑥複製を禁ずること、以上の六点が確認された。今回は、以上の諸点が満たされれば貸与してもよいとの結論に達し、折衝を重ねることとなった。

5 第四回小委員会 二月一日

今回の小委員会では、①本年度支出状況、②文書整理進展状況、③目録原稿作成進展状況、④調査報告書第六集等が議題であった。②について、今年度は二八〇九点のカード化にとどまったことが報告された。これは、治水関係文書一五〇〇〇点のうち約三分一を占める宝暦治水関係文書があまりに膨大なため、またその残存のしかたも、現場役人の打ち合わせ書状が多いことにも示されるように、宝暦治水に關係して作成されたすべての文書が保存されている、と思われるほどに几帳面に保存してあるため、かえって整理を機械的に進めるわけにいかず、カード作成の作業に入れないためである、との説明があった。しかし、その準備作業もほぼ完了しているので、カード化の準備段階完了として、整理点数の補足説明に明示することが確認された。

目録原稿作成進展状況については、大項目「領地」および「支配」のうちで、小項目の数にすると二五項目、七五三二点、原稿用紙の数で九一二枚作成済みであることが報告された。これをうけて、来年度、刊行助成を文部省に申請することをめどに、印刷のしかた、予算などについて検討をはじめめる必要があることを確認した。

最後に、今年度は見学会を実施できなかったため、来年度早々に実現することになった。候補地は岐阜県揖斐川町市田家（高木家の初期の文書が保存されている）と真桑用水（高木家とその争論に際して見分した）とした。

6 第二回運営委員会 三月一日

第一の議題は今年度高木家文書調査室の経過報告についてであった。整理課長より、運営委員会、小委員会の開催状況、人事異動、史料展示会、調査報告書について報告があった。室員より、史料の整理状況について、二八二四点のカード化が完了し、約五〇〇〇〇点の宝暦治水関係文書のカード化準備が完了したことが報告された。

また、室員より、目録原稿作成状況について、大項目「領地」「支配」のうち、完了二七小項目、七六五九点、中途二小項目、推定四八八点、双方で九九一枚の原稿ができたことが報告された。若干の質疑応答ののち、承認された。

第二の議題は今年度整理費支出済み額についてであった。整理課長から報告があったあと、防虫、殺虫について、意見交換があり、支出状況については承認された。

第三の議題は来年度整理事業計画についてであった。伊藤委員より提案があった。まず、準備作業として整理に必要な消耗品や備品などを準備する。基本作業では、治水関係文書を中心に約九〇〇〇点を一点整理する。これは補助員が一名増えたことと、今年度の遅れをとりかえす目的とで設定された目標数であることが説明された。付随作業では、例年どおり曝書、防虫、補修をすることが提案された。目録作成準備作業として、原稿の作成を継続するとともに、今年中に文部省にたいして刊行助成を申請するなど、具体的な検討に入るべきことが提案された。そのほか、大分類の点検・整理、調査報告書第七集の作成、史料簿作成、高木家文書および関連文書の調査・採訪、今年度規模の展示会開催が提案された。審議のなかでは、九〇〇〇点の目標はぜひとも達成してもらいたいという要請が出され、また、目録については小委員会で検討することとし、事業計画は提案どおり承認された。

7 第五回小委員会 三月一日

第一の議題は来年度の整理事業支出計画についてであった。審議の結果、来年度は人件費上昇と整理用封筒、整理箱用ラベルなどの購入を見込み、総額で今年度比一〇%弱増額して予算をたてることにした。

つぎに、前回の運営委員会で検討を要請された目録刊行の件につき、審議された。決定事項の概要は以下のとおりである。刊行責任者を運営委員長とする。印刷などは、事務上の繁雑さを避け、ことが円滑に運ぶことを期待して、出版社と契約する。来年度以降、年間二冊を刊行し、三年で完了する。一冊を五〇〇ページ前後とする。以上のことが決定され、さらに具体的な検討をすすめることになった。

市立名古屋科学館から依頼のあった文書の借用について、最後に検討された。小委員会として貸与することを了解するとともに、貸出しの手續きに関して、以下のことが確認された。

整理中の高木家文書は原則的には貸出さない。ただし次の条件が満たされれば、この限りではない。

なお、館長は高木家文書調査室運営委員会小委員会の議を経て、委員長申請により貸出しを許可するものとする。

一、学術文化の振興に寄与し、主催者及び会場が、信頼のおける公共的機関又はこれに準ずること。

二、展示中の管理、搬出入等につき、安全性及び保証が十分配慮されていること。

三、貸出により、調査室の整理業務を妨げないこと。

四、貸出史料の所蔵者明記、複製その他については、館長の指示にしたがうこと。

科学館への史料貸与は運営委員会の承認をうけ、正式に決定された。貸与期間は三月一八日から四月四日までとし、貸与史料はつぎの二点である。

昭和二年六月 乍恐奉願上候御事

E・87・31

昭和三年九月 森部輪中患水落江下白普請絵図

E・78・31

Ⅱ 調査室の事業

1 高木家文書展示会

展示会は二月一〇日から一六日までの六日間、図書館視聴覚室においておこなわれた。おりから、九月の長良川決壊で輪中への関心が高まっており、NHK、朝日、中日、読売などの報道も手伝って、多くの参観者を得た。結局、学内一六名、学外二六九名、合計三八五名であった。展示史料の性格上、土木関係の専門家や土木工学の学生が目立ったのが特徴である。参観者には展示史料の解説パンフレットを配布した。

展示史料は五項に分けて三六種三七点である。第一項は輪中の分布を示す絵図である。第二項は、輪中は固定的なものではなく、農業生産の発展、あるいは水流の変化に対応するために、あらたに生まれ、成長するものであることを示す史料を掲げた。第三項は、輪中を守るためになされる工事と、それをめぐる利害の対立を示す史料を掲げた。第四項は、輪中がもっているひとつの大きな問題であるところの、悪水排水に関する史料を掲げた。そして最後に、かつては輪中の特徴的な景観であった堀上げ田畑の普請に関する史料を掲げた。展示史料とその配列はつぎのとおりである。

〈展示テーマ〉

輪 中

〈展示史料目録〉

一 輪中の分布

(1) 未曾三川流域絵図

〔年不詳〕

一点

二 輪中の形成

(2) 未曾三川流域絵図

〔年不詳〕

一点

- (1) 乍恐以書付奉願候御事（牛牧村等八カ村堀堤願）
- (2) 乍恐以書付奉願上候御事（中村輪中外高道修覆願）
- (3) （右関連絵図）
- (4) 中村新規掛廻堤願場所絵図
- (5) 天野村中村新規高道修覆願絵図
- (6) 甲須川付近新規築堤論所絵図

正徳五（一七一五）年

一点

安永六（一七七七）年八月

一点

安永六（一七七七）年

一点

〔天保二（一八三一）年～三年〕

一点

文久四（一八六四）年正月

一点

文久四（一八六四）年正月

一点

三 川除普請

- (1) 乍恐以口上書御訴訟申上候（小畑川堤嵩上げ争論関係文書）
- (2) 乍恐以書付御願申上候（右におなじ）
- (3) 乍恐以書付奉願上候御事（右におなじ）
- (4) 小畑川付近絵図
- (5) 普請目論見絵図（宝暦治水）
- (6) 川々御普請ヶ所付（右におなじ）
- (7) 乍恐奉願上候（油島喰違補強人組み一件）
- (8) （右願書添付絵図）
- (9) 差上申済口証文之事（右におなじ）

宝永三（一七〇六）年三月

一点

寛保二（一七四二）年六月

一点

宝暦九（一七五九）年二月

一点

〔年不詳〕

一点

〔宝暦四（一七五四年）

一点

〔宝暦四（一七五四年）年〕

一点

文政二（一八一九）年五月

一点

文政二（一八一九）年五月

一点

文政二（一八一九）年一二月

一点

- 00 乍恐書付を以奉願上候 (大樽川口洗堰取払い願いに異議申立て) [天明四 (一七八四) 巳三月] 一点
- 01 宝永年中御取払姿 [年不詳] 一点
- 02 宝永年中御取払後姿 [年不詳] 一点
- 03 乍恐以書付御注進奉申上候 (七郷輪中川通竹木取払い注進) 嘉永三 (一八五〇) 年四月 一点

四 悪水排水

- (1) 多芸郡 大場新田 下笠輪中 悪水落江堀下ヶ願絵図 延享五 (一七四八) 年二月 一点
- (2) 多芸郡 大場新田 下笠輪中 悪水落江堀下ヶ願場見分見取絵図面 延享五 (一七四八) 年 一点
- (3) 乍恐奉願上候御事 (森部輪中悪水中村川伏越自普請願) 享和二 (一八〇二) 年六月 一点
- (4) 森部輪中悪水落江下自普請願書請印帳 [享和二 年六月 / 同三年九月] 一点
- (5) 森部輪中悪水落江下自普請絵図 享和三 (一八〇三) 年九月 一点
- (6) 乍恐奉願上候 (足近輪中排水路修覆願) 文化九 (一八一〇) 年十一月 一点
- (7) 足近輪中悪水落江筋欠所御普請願略絵図 文化九 (一八一〇) 年十一月 一点
- (8) 尾州御領羽栗郡足近輪中村々悪水落先長良川通欠所出来急 破取繕普請ニ付差障無之哉笠松堤方立会為見分出役中手日記 文化九 (一八一〇) 年十一月 一点
- (9) 差上申一札之事 (右普請障りなき旨一札) 文化九 (一八一〇) 年十一月 一点
- 00 差上申御請書之事 (右普請請書) 文化九 (一八一〇) 年十一月 一点
- 01 乍恐書付を以御達申上候事 (右普請完了注進) 文化一〇 (一八一三) 年九月 一点
- 02 尾州御領羽栗郡足近輪中拾式ヶ村組合悪水落江筋堀替畑欠 留普請仕立形改立会為見分出役中日記 文化一〇 (一八一三) 年 〇月 一点

五 輪中における農地

- 03 差上申一札之事 (右普請完了見分請書) 文化一〇 (一八一三) 年一〇月 一点
- (1) 濃州中島郡小藪村田畑堀上仕様帳 宝曆五 (一七五五) 年正月 一点
- (2) 濃州中島郡小藪村田畑堀揚御普請目論見帳 [宝曆五 (一七五五) 年] 二点

以上三六種三七点

参考展示資料 名大工学部土木工学科所蔵

- (1) 木曾川流域濃尾平野水害地形分類図
- (2) 一九七六年九月長良川決壊浸水地域航空写真

2 本学所蔵以外の高木家文書調査

今回は徳川林政史研究所所蔵の東高木家文書を調査した。すでに紹介した名古屋蓬左文庫所蔵の東高木家文書は本研究所から移管されたものである (『調査報告Ⅲ』一二ページ以下参照)。なお、蓬左文庫所蔵の高木家文書の目録は今年度刊行された『名古屋市蓬左文庫古文書古絵図目録』に収載されている。

調査の結果、一六四点と、ほかに多数の書状類とが所蔵されていることがわかった。以下、そのうちのおもなものを取りあげて紹介する。

土地関係では、元和四 (一六一八) 年二月一二日『時多良川成内検目録帳』がある。これは領内の川成の集計であり、村ごとに集計して記載してある。したがって、この帳面の松之木村の記載は、蓬左文庫所蔵『松之木村

川成内見帳』の集計部分と一致している。なお、この史料は『上石津町史』史料編に収載されている。享和二（一八〇二）年の水害に際しての土地見分関係史料は、松之木村、名及村、上原村、宮村のものが五冊ある。また元治元（一八六四）年九月『水損干損引方野帳』もこれらに類するものである。新田関係では、宝曆九（一七五九）年から寛政一三（一八〇一）年までの文書を書き写した『宮下御新田御改書付写』、天保一〇（一八三九）年二月一三日『時郷細野村字上川原起し返し^并新田御見出し改反畝分帳』、安政七（一八六〇）年正月『御見取場調帳』がある。このほか、借財の担保になったとき作成されたと思われる安政四（一八五七）年六月『高付（欠之脇村、上村）』がある。さらに、西高木家領分の文政一二（一八二九）年霜月『時多良両郷高付』もある。

戸口関係では、元和九（一六二三）年一〇月一日『時多良家付之帳』がある。本学所蔵の同年『時多良家付寛』と記載の様式はまったくおなじである（『調査報告Ⅰ』三一ページ以下参照）。おなじ意図のもとに作成されたものと思われる。なお、この史料は『上石津町史』史料編および『岐阜県史』史料編近世三に所載されている。年貢関係では、天保六（一八三五）年一〇月一六日『米納取立勘定帳』がある。これは年貢取りたて出役中の帳面である。年貢の皆済目録にあたる『勘定目録』は一冊もないが、『勘定目録』の帳尻に不足とされて記載されている年貢未納分の取りたての帳面がある。元治元（一八六四）年一二月『御目録尻取立帳』である。明治元（一八六八）年一二月『御勘定目録尻上納帳』はおなじことを村の側から記録したものである。明治新政府に提出したものの控えである明治二（一八六九）年一月『租税五ヶ年平均書付』もある。

小物成関係は、元治元（一八六四）年霜月『秋小穀上納帳』一冊のみである。

触書は二冊のみである。宝曆七（一七五七）年四月『御在府中御触書写』と、領内への廻状を回収して綴じあわせた^{公辺}御触^御領分江廻状留』である。後者は弘化二（一八四五）年正月から嘉永六（一八五三）年一二月までの廻状である。

土木関係のうち、領内治水に関するものに、嘉永六（一八五三）年三月四日に川のつけかえを見積った際の堂ノ下見分野帳』がある。用水に関するものでは、文化一（一八一四）年、同一二年、文政五（一八二二）年一二月付で井世話市郎左衛門等が署名した『井料米御勘定帳』、文化一三（一八一六）年五月『井水^{修復}下積帳（上村、堂上村）』、文政三（一八二〇）年五月『井水下積り帳』がある。

家臣関係では、文久元（一八六一）年四月に扶持米を支給したときの帳面である『御台所渡米御家中御給扶其外御扶持方渡寛帳』、天保九（一八三八）年の女中給金や諸職人への支払いに関する『戊十二月御給金^并御払方寛帳』がある。注目すべき史料に、文政一二（一八二九）年一二月『此度依^而心願改格申渡し覚』がある。これは職制の編成替えとそれぞれの役職の職掌範囲の規定を中心とした家政改革に関する史料である。西高木家でも文政八（一八二五）年に同様の改革がおこなわれたが、それと関連させて検討すべき史料である。

幕府関係文書には、幕府の動向を示すものと、それへの高木家の対応を示すものとが含まれる。前者には弘化四年弥生『殿中御沙汰書留』がある。これは月ごとに作成され、配布されたもので、本学には天明元（一七八一）年から慶応三（一八六七）年のものまで残されており、その欠如部分のうち二〇冊は蓬左文庫にあり、今回また一冊が発見された。後者に関する史料としては、上京途次の老中へ高木家が使者を派遣した際の一件帳で、文政一〇（一八二七）年の青山下野守、安政五（一八五八）年の間部下総守の二件がある。文政一〇年の一件帳には『御先格之通御使者御差出』とあるが、これがなにを意味するかは今後の課題であろう。天保九（一八三八）年四月に幕府の巡見使が来た際の史料は二冊ある。『御巡見山口村御止宿^{ニ付}御使者動向^并御通行済迄手控』と

御巡見御通行之節御道筋江差出候人数役割方時多良御領分村々江触出候下帳」である。

勤役関係では、天保一三（一八四二）年七月、加路戸新田、近江島新田の普請の監督に出役した際の「手帳」がある。東高木家の川通掛によって作成されたものであろう。参勤関係では、安永二（一七七三）年のももの三冊、寛政五（一七九三）年のももの一冊、文化八（一八一）年のももの三冊、同一二（一八一五）年のももの一冊、文政六（一八二三）年のももの二冊、元治元（一八六四）年に達三郎がはじめて参府したときのもの二冊などがある。主として道中の諸入用関係の帳簿である。軍事関係では、嘉永三（一八五〇）年三月「大垣御家中山本多右衛門江兵学御入門御頼ニ相成候ニ付諸御取計一件」、同年四月「御武具御修覆并御調之覚」がある。ちなみに、西高木家の当主も天保一三（一八四二）年に山本多右衛門の教えを受けている。

財政関係では、まず、蔵米の消費に関する史料がある。文化八（一八一）年、文政一三（一八三〇）年、嘉永七（一八五四）年、安政四（一八五七）年、文久二（一八六二）年、慶応四（一八六八）年などの年次のもので、九冊ある。金銭収支に関する史料は、文化四（一八〇七）年正月「御臨時用請払算用帳」、文政一（一八二八）年正月「御勝手方諸色覚帳」、文久二（一八六二）年六月「御台所定式請払帳」、同「御台所臨時御入用帳」などがある。

江戸留守居方の財政関係史料は、「御考方様御雑用勘定帳」と「二ツ割御雑用勘定帳」とがあり、年次は文政九（一八二六）年、同一〇年、弘化二（一八四五）年、嘉永六（一八五三）年のもので、蓬左文庫の欠を補うことができる。

借金関係史料には、宝暦一〇（一七六〇）年に尾張藩から借金したときの証文控えをはじめとして、幕末に「村方引請」のかたちで大垣預役所から借金したときの証書類がある。このほか、借金返済のしかたを決めた文政二（一八一）年一二月「御領分諸借財方取極帳」、辰八月「御借財返済方仕法調帳」などもある。

調達金関係では、文化三（一八〇六）年から七年までの「御月次并御臨時上金帳」が五冊ある。これは、「右之通御日録指引入申候」と奥書にあり、年貢の先納を示す史料である。文久四（一八六四）年正月には、多良郷村々の「調達金勘定書」、時郷の庄屋たちの作成した「御仕送金書上帳」がある。さきの「村方引請」の借金とも関連させて考えるべき史料である。

講関係史料も断片的にはあるが、六冊残っている。蓬左文庫にはかなり系統的に所蔵されていたが、それを補うものである。天保三（一八三二）年六月「調達講金請取覚帳」、同九（一八三八）年一〇月「十三日調達講掛取帳」、同一一（一八四〇）年一二月「融通講勘定書」、文久二（一八六二）年正月「御講諸入用覚」、同年一〇月「御講口数覚帳」などである。

このほかに、東高木家で所蔵していたかどうか確証はないが、「多良古物語」がある。これは多良村の歴史を中心として、戦国期から宝永四（一七〇七）年まで記述したものである。西高木家でも持っていたことが天保三（一八四二）年の蔵書目録でわかるが、現在、本学所蔵の高木家文書のなかには含まれていない。

以上が徳川林政史研究所蔵東高木家文書の概要である。大部分はカード化され、また補修もいきとどき保存状態は良好である。今回の調査を第一次調査とし、第二次以降、写真撮影と、今回は目を通すのみにとどめた多数の書状類のカード化と、そして関連文書調査を予定している。

3 閲 覧

すでに記したように、今年度は二回の展示会をおこない、閲覧者は例年になく多数にのぼった。それ以外の閲

覧者は一五名であった。

高木家文書の閲覧および写真撮影に関する申しあわせ事項はつぎのとおりである。

〔高木家文書の閲覧について〕

昭和四八年四月一日

附属図書館閲覧課

高木家文書（整理済）の閲覧については、附属図書館諸規定を準用するほか、当分の間この申合わせ事項による。

- 1 閲覧場所は、書庫内キャレルとする。
- 2 史料は、館外へ持出してはならない。
- 3 史料の複写は、筆記を除くほか、してはならない。なお、筆記用具は、鉛筆のほか、使ってはならない。
- 4 その他、室員（係員）の指示に従うものとする。

〔高木家文書の撮影について確認事項〕

昭和四九年二月一日

高木家文書調査室運営委員会

高木家文書の撮影許可にあたっては、当該史料が学術研究の用に供するもので、あらかじめ運営委員会の了承を得たものとする。

Ⅲ 分類・整理

1 分類項目

(1) 分類項目表

現段階の分類項目表はつぎのとおりである。項目名の右肩の※印は、ひとつおりの整理がすんだことを意味する。ただし、今後の整理の進展により、若干の追加すべき文書が発見される可能性はある。

大項目	中項目		小項目	
A ※領地	1 知行地	2 戸口	(1) 土地台帳 (3) その他	(2) 高帳
B ※支配配	1 年貢		(1) 人別改 (3) 宗門一札 (5) 五人組 (7) 奉公人 (9) その他	(2) 宗門改帳 (4) 人数増減帳 (6) 送り状 (8) 縁組願書
			(1) 勘定目録 (3) その他	(2) 年貢関係願書

付	I	H		G						
	雜	明		財						
		治		政						
濃州厚見郡日置江村青木家文書 項目省略	2	1	7	6	5	4	3	2	1	11
	経	国	そ	※講	※物	※留守居方財政	※借	※村請支出	※収	※仏
	營	事	他		産		財		支	事
『調査報告Ⅰ』参照	(3)※日記	(1)家計 (3)※郡長	(1)※御出入方扶持 (2)※その他	(1)講	(1)取引 (2)酒造株	(1)留守居方財政	(3)その他 (1)借財 (2)調達金	(1)村請支出	(3)金銭収支 (4)蔵物収支	(1)仏事 (1)収支見積 (2)蔵米収支
	(4)その他	(2)農業 (4)その他	(2)※学区取締							

										F	
										家	
										政	
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	4	3
※吉	学	※書	※家	※規	交	書	※日	※家	※系	笠	普
事	芸	籍	作	式	際	状	記	督	譜	松	請
										役	見
										所	廻
(1)婚姻		(1)書籍	(1)多良屋敷 (3)調度品 (4)屋敷図	(1)規式	(1)※贈答留 (2)その他	(7)※書状留 (6)※尾張藩用人奉書 (2)※大老奉書 (4)※老中奉書 (2)※側用人奉書 (4)※若年寄奉書 (6)※本願寺門跡書状 (8)その他	(3)台所方日記 (4)その他	(1)御用日記 (2)留守居方日記	(1)当家 (2)他家	(3)統書 (1)先祖書 (2)名書	(1)普請見廻

(2) 項目内容の要点

ここではあらたに設定した項目についてのみ、その内容の要点を述べる。それ以外は、設定の時点で内容規定をしてあるので、「調査報告Ⅰ～Ⅴ」を参照されたい。

「治水」項の中項目は「役儀」「用水論所見分」「普請見廻」「笠松役所」とした。「役儀」は、幕府にたいする高木家の勤役の一つである治水関係の役向の内容を示す史料を分類する項目である。ここには、個々の普請について、幕府から指示してきた文書ではなくて、高木家が近世を通じて規範としたような職務規程とでもいべき史料が分類される。その規程は当然幕府から与えられるものであるが、それとは逆に、高木家の側から職務内容に關して積極的に提起していくばあいもある。このような職務一般に關する高木家側の発言を示す史料もここに分類される。さらに、おそらくそのようなばあいに資料として提出したのであろうが、高木家が歴史的に勤めあげてきた個々の事例の書きあげの史料もここに分類される。最後に、勤役にあたっての実務参考書の役割をはたす史料もここに分類される。

「用水論所見分」は評定所に持ちこまれた争論の論所に、高木家が老中の命令により検使として派遣された際の史料を分類する項目である。争論は必ずしも用水に關するものだけではないが、この名称とした。

「普請見廻」には、農民が要求し、幕府が必要と認めた個々の治水工事を見廻った際の文書を分類し、また、順調な水流を維持するために、毎年定期的な川通を巡視した際の文書を分類する。

2 第六年度一点整理進展状況(一九七六・三・一～一九七七・二・二八)

分類記号	分類項目名	整理番号	点数		
A	領地	知行地 高帳	110	3	
		その他	251~263	18	
		戸口	21~23	3	
B	支配	年貢 勘定目録	602~616	45	
		年貢関係願書	222~228	14	
		その他	109~115	7	
2	役	小物成	234	1	
		国役金	26~27	2	
3	村政	その他	14	1	
		村況	12	1	
		村役人	44	1	
4	法令	幕法	390~393	4	
		家法	79~81	3	
5	願書	願書	112~114	3	
		出入・吟味	250~251	2	
7	一揆	一揆	171~189	20	
		災害	領内災害	48	1
8	災害	災害風聞	11~17	7	
		土木	領内治水	262~266	5
9	土木	用水	97~103	7	
		野	山林	428~442	34
10	野	山論	218	1	
		社	由緒	32~34	4
11	社	住職	85	1	
		殿地	80~87	27	
12	社	勤行祭式	165~168	4	
		出入	238~243	6	
13	社	その他	17~19	9	
		救済・顕賞	顕賞	13	1
13	通	通	58~65	8	
		運輸	9~12	4	
C	家臣	分限	扶持	201~203	4
		仕	取立・出仕	59	1
2	家臣	勤	勤	30~31	2
		向身	122~128	8	
3	家臣	退身	41	1	
		家	相統	44~45	2
4	家臣	屋敷	18	1	
		その他	その他	93~100	8

分類記号	分類	項目名	整理番号	点数	
D	勤 役 幕 府	留守居方御用状	76~95	24	
		幕 府	292~336	53	
		参 勤 参 府	196~207	18	
		軍 事 軍 備	94~113	20	
		武 術	257~264	9	
E	治 水	役 儀 役 儀	1~42	72	
		用水論所見分	1~75	153	
		普請見廻	1~684	1027	
F	家 政	系 譜 先 祖 書	37~39	11	
		名 書	39	1	
		家 督 当 家	67~76	13	
		他 家	19	1	
		日 記	御用日記	329~333	5
			留守居方日記	57~63	7
			そ の 他	16~26	11
		書 状 本願寺跡書状	235~237	3	
		交 際	贈 答 留	216~222	9
			そ の 他	1~5	26
		規 式	規 式	90~97	8
家 作	多良屋敷		230~233	4	
	江戸屋敷		48~49	3	
書 籍	調 度 品	114~120	7		
	書 籍	173~332	162		
吉 事	婚 姻	410~428	21		
	養 子 縁 組	33~37	17		
仏 事	仏 事 事	619~654	42		
	取 支	取 支 見 積	59~70	13	
		藏 米 取 支	652~654	3	
		金 錢 取 支	1851~1866	27	
		藏 物 取 支	64~133	83	
G	財 政	村 請 支 出	146~159	15	
		借 財	739~750	13	
		調 達 金	109	1	
		留守居方財政	130~169	46	
		物 産 取 引	74~94	23	
		酒 造 株	26~31	6	
		講	157~193	43	
H	明 治	そ の 他 御出入方扶持	30~50	30	
		国 事 新 政 出 仕	1~169	253	
		学 区 取 締	97~140	83	
		郡 長	87~170	156	
			今年度合計	2814	
			通 算	38575	

3 解 題

(1) 一 揆

この項に追加整理した文書のなかに、明治二(一八六九)年六月付の「乍恐以上書奉歎願候 石津郡時郷六ヶ村百姓共一同」と冒頭に記した歎願書の写し(一八六)がある。この文書は惣代九名から笠松県に提出されたものの写しで、一七カ条にわたって、願意がしたためである。この史料については、すでに、日置弥三郎氏によって、部分的にはあるが、紹介されている(「交代寄合美濃衆について」特に西高木家)一九六〇年九月、史林(四三卷五号)。今回の整理で関連史料も発見され、歎願書をめぐる農民や高木家の動向もある程度明らかになるので、重複を恐れず、まず、歎願書を逐条的に紹介しておこう。

第一条は前文にあたり、「時郷と申者山中ニ而地味悪ク作物実乘不宜、別而鹿猪坏作物を荒し、色々迷惑難渋之場所」であるとし、さらに、「近年米穀高直ニ付、誠以、凌兼、甚難渋仕候」と窮状を述べている。以下、具体的な要求項目となる。

第二条は庄屋に関する要求である。まず、時郷には二一人の庄屋が居る、と述べている。時郷は近世初頭には時村として史料に出てきており、元米ひとまとまりであったものと思われるが、中期以降は八カ村からなっていた。ただし、もっとも奥地にあたる時山村は独自の歴史をもっているようで、このときの歎願書にも署名していない。のこり七カ村の各村は高木三家の相給で、それぞれに庄屋が居た。したがって、合計二一人となる。これに組頭を加えると、「多分之役懸りと相成、諸事費多く」「下方一同之難渋ニ御座候故、何卒、右庄屋役、両三人迄ニ御減シ被成下置」と歎願書は述べている。さらに、「依怙品賈なき正直成者江御申付」け、それも三年任期とすべきことを要求している。そして、現役の庄屋については、「村方一同、一向不得心之族も御座候、此儀

皆追而奉申上候」と罷免要求を留保している。

第三条も庄屋に関する条項である。すなわち、前年の冬に金札の貸下げの沙汰があったとき、庄屋共が「悪心を以、色々言廻しを付、申聞せ」たので、自分たちは「愚昧之者共故」理解できず、拝借しそこなつたことは「残念至極、歎ケ敷次第」と述べている。なぜ庄屋たちが「悪心」を抱いたかについては記していない。この条項は、「以来、右様之御趣意、日数を延し不置、早速、明白ニ聞セ候様、被成下置候段、奉願上候」と結んでいる。理由はともあれ、上意の下達に庄屋が障害になっていることを糾弾しているのである。

第四条は、宗門改に際し、「前々々無御座大増之入用」を取りたてられたことを訴えている。

第五条は、高木家へ上納する講金などの掛金を、小前一同へ断りなく、庄屋たちが勝手に「夫銀」へ割り掛けしていることを糾弾している。なお、「夫銀」は高木家およびその支配する村々では夫役の代銀という意味だけではなく使用されていることはすでに指摘した（『調査報告Ⅳ』二六ページ参照）。

第六条は、高木家が使役する「役人足」の賃米が七合五勺となつているが、「諸色高直」の折柄、少なすぎるので、「右賃米ニ而御使之儀者御頼たり共、御免被下置候様」との願いである（「役人足」については『調査報告Ⅱ』二〇ノ二一、五三ノ五八ページ参照のこと）。この条項には、高木家側の回答と思われる付紙がある。それには、「役人足賃銀之儀、先年分者増遣置候、扶持方七合五勺ニ而難勤候得者、以来、不召継候而不苦候事」とある。高木家側としてはかなり強硬な回答であるといえる。ただし、この歎願書が笠松県役所でのようにあつかわれたかは不明であるので、この回答も実際に県役所へ提出されたものとは断言できない。

第七条では無賃の小役を免除するよう願ひ出ている。小役は封建領主のいわば恣意によって農民を使役することであり、農民支配の具体的なあらわれのひとつであるから、この条項は高木家による支配そのものへの反抗を意味している。

味している。

第八条は川除普請の資材費の増額を要求する条項である。

第九条では年貢の引下げを要求している。その際、ふたつの目安を提起している。ひとつは、隣郷の多良に所領を有する尾張藩や旗本青木家、別所家の「御並」ということであり、他のひとつは、「先年、御公儀様より御拝領之御免」である。後者については、農民側ははっきりした根拠を持っているわけではないらしく、「（そのような免も）定而御座候事ニ奉存候」とあり、公儀への「期待」からの指摘であろうと思われる。ともあれ、ともに領上の違いに左右されない年貢率の平準化、そして、それを基準にしての高木家領における低率化を要求している。

第一〇条は小物成についてである（高木家領における小物成については『調査報告Ⅲ』二四ノ二七ページ参照のこと）。高木家では小物成を取りたてる際、年ごとに相場を決めて米に換算し、その分だけ年貢から差引いていた。この歎願書ではこれを「御次米」といっている。農民側の主張は、この「御次米」を一〇年平均すると、「欠米」が出て、損をしているので、小物成取りたてをやめるか、「欠米」が出ないように「御次米」をするか、どちらかにして欲しいと訴えている。

第一一条は、小物成以外で「御次米」もなく取りたてられている一四品目について、その中止を願ひ出たものである。上用葉、懸け茶、胡麻、布、筵、渋柿、茅、麦藁、繩、藁、梅、蕨、御馬喰葉、味噌木の一四品目である。

第二二条は時郷の酒屋についての条項である。それによると、時郷には三軒の造酒屋と四軒の売屋があった。これでは多すぎるので、造酒屋一軒に減らして欲しいというものであるが、その理由が、「米穀高直之砌、甚郷

内之費、難渋等ニ相成申候」とあるのみで、はっきりしない。

第一三条は、小百姓の孤児が奉公に出ると、すぐに絶家にしてしまう「役前、親類等之不人情」が問題にされている。小百姓の家存続の願望のうえにたった要求であるといえる。

第一四条も小百姓の要求を反映したものである。すなわち、時郷は山中にて米屋もないのであるが、「長百姓之徒」は余米を他所へ売り、郷中にて小売することを嫌っているので、「纒ニ老升式升其日買ニ而日渡り候者、必至難渋渴命に及び候」とある。村の上層と下層の対立はかなり深刻なものである。

第一五条は第三條と同種のものである。すなわち、「御府県」よりの「御触示」が庄屋役前のところで止められてしまつて、「一切、下江者無音」であることを糾弾し、わかりやすく「具ニ下々へも為申聞候様」と願っている。

第一六条は、時多良両郷で嫁ぐばあい、それまでの寺との縁が切れないため、一家で効カ寺との師檀関係ができ、布施が嵩み、「小前難渋之者、甚迷惑仕候」。今後は夫と同宗になって、一家一寺で済むようにして欲しいというものである。「小前難渋之者」救済を目的とした寺請制の合理化案といえよう。

第一七条には農民の窮状が切々と訴えられている。しかし、それは直接高木家の弾劾というかたちとはならず、村役人、村落上層の糾弾となっている。たとえば、冒頭には、高木居館の再建で、それも焼失以前より広く立派な建前で「御物入」が多いことについて、「乍恐御尤至極ニ御座候」としたうえで、そのための御用金が「役前之もの不取計之始末」により、「其人不相応之割合」にされていることを問題にしている。また、高木家への調達金のために、役前の者が他借りした金の利息を高割にしたり、返済のでだとして講会をとりむすび、その懸跟も高割にするなど、農民の負担は莫大になっているとする。このため難渋者は、年貢未進が嵩み、「殊ニ久々

穀高凌兼」、山林田畑を抵当に「役前其外有徳之者ニ飯米等借り」、その質地を小作せざるをえず、「高免之上、掬米を加江」一層難渋し、山稼ぎをしようにも山奥まで炭薪用に伐りつくしてあり、「此頃ニ而ハ少しの屋財家具、日用無之候而者不相叶諸色迄も追々売立」て、「雨露を凌ク丈ケ之はにふのあはら屋を役前江差出候外、手立尽果、目も不当姿之者も不少御座候」と述べ、しかし「村役、長百姓等不人情之族も在之、人氣儉岬之時勢ニ付」「弱き者を雪倒れに水浴セ候様之心強き振舞等、往々御座候而下々指詰メ難渋至極仕候」としているように、村落上層との関係で、村の様子を絶望的に描き出している。歎願書は、このような村の状況を、「平人之御探り人」によって探索してくれるよう要求し、県の監察を受けることにより、「悪き振を御一新相成、下々窮人共露命相継候様、御慈悲之御取計、幾重ニも御歎奉申上候、以上」と結んでいる。

高木家がこの歎願書の写しを入手したのは、県の役人からであった。この事實は、七月二日付で多良在住の伊藤嘉一などから京都詰めの大獄弁之丞へ出した書状の下書（一八七）によってわかる。それによると、時郷の農民たちは、「今度、御一新之折柄、總而朝廷之御百姓ニ付」「時郷一円御三殿之御百姓別々々中義有之間敷」「庄屋等ニ至ル迄、人撰之上、宍兩人ニ致候而可然旨」の要求をはじめ、「七カ条について「昨年来、於時郷、決談致、京都長江周施し、種々工風ヲ遂ケ、余程、時郷ニ過たる企テヲ致」していたが、いよいよ県へ出願という事態にたいたった。県では、「其歎願書ハ兼而京地ガも廻り居候間、不容易ニ付、先、取上ケ可申」しとの知事みずからのお声掛りによって、取りあげられた。高木家ではさっそく歎願書の写しを入手し、庄屋を集めて読み聞かせた。庄屋たちは「恐入」り、小前一同を集めて、このようなことは、まず領主へ願ひ出て、聞き入れられなかったら、やむをえず県へ出願すべきであると論じた。すると小前たちは「大ニ腹立致」し、「夫々以來、何事ヲ談ズル共、庄屋ハ別トシ、其上、賢、親類ト云共、庄屋江立入候者有之ニ於而ハ、族ニハチブ可致ケ

(約)役クシ、県^并御領主江訴出候節ハ、速ニ可壞ト役シ^(約)た。ここにいたって、庄屋層と小百姓とは決定的に対立することになった。六月上旬のことと判断される。

「或ル夜(六月一〇日夜カ)、百問堤江百姓屯集致、御領分庄屋儀兵衛ヲ始メ、六兵衛其余両三人ヲ可壞ト一人気立チ居候」、「其時、夜半之頃、御領分御百姓千治ナル者、屯集ノ者一同江十七ヶ条ヲ誦聞セ、此願書笠松御役所江願置候、無程、御聞濟ニも可相成、無左内、家ヲ壞ツ様成所行ヲ致候而ハ、却而恐入ル次第ニ付、一同安心ヲ致シ、此千治江担任セ可申旨、申聞セ候処、右ニ而敢乱致候」。この千治は、惣代の一人で歎願書の署名者である下村の仙次郎と同一人物であろう。千治の指導によって、庄屋宅の打毀しは回避された。「乍去、兎角人氣立、殊ニより屯集ノ氣相発可申哉も難計候ニ付、庄屋一同大フルイ込居候」とあるように、一触即発の情勢のなかで、庄屋層が恐怖におののいている様が窺える。庄屋層ばかりでなく、高木家側でも、小物成の取りたてができなかつたりし、「於御用席も、夜ヲ明シ候時もあり、上ハ勿論、御用席一同前後忘却ノ次第」となり、歎願書の「ヶ条ノ内、免シ候事件ニ付而も大談判、彼是時日ヲ送ル」という有様であった。

高木家の御用日記(「御用日記」項三二二)にもこの事件の記述がある。六月一〇日条には、「時郷御領分者勿論、御両所組共一体ニ、何歎騒敷、時郷上之手筋字名百問堤与唱候場所江一同村々寄集候趣申合候次第」について、上村、打上村、下村の庄屋がそれぞれ注進してきたとある。高木家では代官林寅助を出張させた。翌一日の昼頃に、林寅助が帰参し、農民たちは、笠松県へ出願中に騒動はまずいとの評議で明方までに引取ったことを見届けたとの報告をした。そして末尾に、「只々、庄屋相手取り候始末之第一ニ騒キ立候事」と記してあり、まずは高木家側として安堵したことがわかる。しかし、歎願書の内容は必ずしも庄屋層の糾弾ばかりではなかつたことはすでにみたとおりである。高木家でもその点に無関心ではいらなかったとみえる。すなわち、「小物

成上納方難渋^并御免合之始末柄、家潰方不熟之追立方故、難渋書寄候」と、高木家に降りかかってくる問題点を把握したうえで、「騒か敷儀、御訴無之候て者不宜」と判断し、「三日になって、三和為司を笠松県へ派遣することになった。なお、この日の条に、「下村御領分ニ而喜与七与申者倅^并仙治与申者、第一之頭取」との記述がある。

七月に入ると、高木家ではあらたな問題に直面することになった。ことは、庄屋の人撰のため、時郷の庄屋二一名が県へ出張し、知事と面談したことから表面化した。以下は前に引用した書状下書(一八七)からの抜粋である。知事は、「其領主(高木三家)ハ是迄諸侯同様之家柄ニ付、今般御一新ニ相成候而も、兎角、旧弊不拔ニ且、庄屋共も矢張旧弊イダクト相見江候」と述べた。これは農民の歎願書を見たらうえでの知事の判断ととらえてよいであろう。さらに知事は、「其領主も、依願、京住被仰付候得共、何国江被参候ハ而ハ不相成哉、多良江ニタ度帰陣も如何哉、誠ニ一大事之場合ニ立至り候間、其方共も、兎角、退役迄ハ下方治り専ニ可致」しとあった。たしかに、西高木家の当主は二度目の帰陣の最中であつた。これを伝え聞いた高木家側は、「何分、知事之二三言ノ処、深ク配心罷在候」と、危機感を強めた。というのは、騒動について「定而京都大政官江(太)県知事より)一々奏聞与可存候」とし、増山家が知行高を一万石に減らされて東国へ国替えになつた例をあげ、「警江小事ニ而も下方難渋ニ及フ義ヲ被願候而ハ御首尾能ク相成答ハ無之」し、「節格、去冬、本領安堵被遊候得共、一門之御並相ニ而現米ニ被仰付候義者是非ニ及ヒ不申、且、御願ニ寄、京住被仰付候処、亦々何国江御転住も難計与存候得者、殿様者不及申ニ、是迄土着之御家来、家族ヲ召連レ、何共十方ニ暮候」というわけである(高木家存続のための太政官への働きかけについては、本号「新政出仕」項解題を参照のこと)。書状は続けて、「何卒、此上セメテ御在所之御陣屋^并御家中一同此儘ニ而勤王致シ候ハ而ハ不相成義ニ付、殿様御役ハ京師ニテ御

勤メ之御用ヲ御蒙リ被遊、警江京地ニ無ク共、セメテ近畿之内五十里ヲ不離、御用御勤ニ相成候様」。「京地ニ而前条之始末、深御賢考之上、御粉^{（巻）}卷」。「其御筋ニ可成丈之御周施、奉願候」としている。この書状は西高木家の当主が京都へ出立する前日にしたためられた。供の者に託されたものと思われる。

九月になると、時郷はふたたび緊迫した状況になった。御用日記（三二三）の九月一二日条に、「時郷御三組共下村々之処、兎角ニ種々申立候而、不穩儀ニ付而、相手取候者々笠松県御役所訴出候」とある。この前後の事情を示す史料が「乍恐書付を以奉言上候」という無署名の注進状（一八九）である。この文書は糾弾される側の誰かが作成したものである。それによると、「時郷下五カ村一件」「其後、大変化仕、村々不容易人氣ニ相成」つた。「悪党共、笠松県ニ而願望不相叶ニ付、京都江登、大政官江出願致候得者願望相叶可申旨ニ付、久四郎、熊次郎罷登候」。ちなみに、久四郎はさきの歎願書の署名者である。ところが、六日夜「村々小前一同式百人余、唯願寺江集会、悪評致候」。「悪評」の内容は、伝兵衛と唯願寺兄弟が、太政官に「手を入」れ、久四郎らを「京都ニ而召捕、首切取候手段相工ミ」、唯願寺兄弟は大金を持って上京し、「大政官江手を入」れているので、「願望成就不致候ニ付」、伝兵衛ら「三人ハ生して難置候、右ニ付、今晚伝兵衛宅江番人付候て、唯願寺儀、明日帰国いたし候趣ニ付、時山境江張番を付、召捕候方ニ治定」というものであった。実際、伝兵衛の家には一五、六人の者が張番に来ており、その後、彼の親類が交代して番をしたことがわかる（一八八）。集会では、五カ村一同上京して太政官へ願い出るか、あるいは一同で笠松県へ歎願するかという「口々之評定」があり、「何分、御年貢御地頭江納候儀一切無之、天廷御役所江相納候儀故、願望不相叶候与申儀無之、全ク三人之者邪魔致候訳ニ付、三人之者召捕居キ、何れか願出候趣」であったという。新しい支配者への期待感がここにはみられる。

一〇日夜にはふたたび唯願寺で集会があり、今度は三輪文右衛門を呼び出し、「御台之真中江文右衛門を居、式百人余も取まき、大勢大音ニ而」伝兵衛たちと同腹でないかと追求した。文右衛門は否定したが、明方になって、同腹であるとの書面に爪印を押した。

一二日にも唯願寺で集会があり、二〇〇人余も集まり、ふたたび文右衛門に呼び出しをかけた。しかし、高木家へ出役するようにとの指示を「御用席」より出してもらって、切り抜けた。その夜、高木三家の役人が寄合ひ、評議したが、時郷へ出役することも、笠松県へ届け出ることも見合わずということが決まっただけであった。

一五日になると、新庄屋から内済の相談がもちかけられ、翌日会談をしたが、文面で折合がつかず、それきりになってしまったという。

残念ながら、この一件に関する史料は、現在までのところ、以上の数点にすぎない。したがって、この事件がその後どのような進展を示したかは、不明である。しかし、これまでの推移からだけでも、維新期の流動的な情勢のなかで、この一件が、新時代における旧旗本高木家の転身の過程に、思わぬ動揺を与えたことだけは確かである。また、高木家と密接な関係を保っていた庄屋層の動揺も予想以上に大きかったであろう。そのことは、時郷の農民の側からすれば、その要求は、まさに旧弊の一新にあるのであるから、高木家および庄屋層のこのような動揺は、当然の帰結であるといえよう。

(2) 治水・役儀

この項に分類された史料は、おおまかにいって四つのグループに分けられる。一つは、高木家と木曾三川治水とのかかわりを年代記風に記録したものである。二つには、役儀そのものに関するもので、以下に述べるように、

役向きの変遷のなかで、いくつかの時点で作成されたものである。前者は、後者の資料として作成されたものが多いと思われる。三つめには、役儀を遂行するにあたっての実務的参考資料とでもいうべきものである。そして最後には、以上の三つに分類されないものがある。

第一のグループに含まれる文書は、つぎの表に掲げたものである。なお、表の記載順はつぎのとおりである。

標 題 作成 宛名 番号
(摘 要)

年月日	形態	点数
先年御用蒙仰候御奉書 諸書付等之写 安永七年一月	高木大炊 高木修理 半 縦	高木監物 勘定所 四 一 冊
〔先祖代々川通持場其外御 用勤書(下書)〕 安永七年一月	高木大炊 高木修理 半 縦	高木監物 勘定所 五 一 冊
先祖代々川通持場其外御 用勤書 文化一〇年一月	高木修理 高木玄蕃 半 縦	高木藤兵衛 八 一 冊
先祖代々川通持場其外御 用勤書 文化一〇年一月	高木修理 高木玄蕃 半 縦	高木藤兵衛 九 一 冊
先祖代々川通持場其外御 用勤書(下書) 文化一〇年	高木修理 高木玄蕃 高木藤兵衛 美 縦	高木藤兵衛 一〇 一 冊
川通御用被蒙仰候年号并御 参府御免被仰出候年月調共 文化五年	120 × 140	一 冊
川通御用古キ御書付 抜 弘化四年二月	半 縦	一 冊
先祖代々川通持場其外御 用勤書(下書) 安政二年七月	高木修理 高木内蔵 半 縦	高木大内蔵 一八 一 冊
私共先祖代々御用相勤 候書付 高木新兵衛 高木内蔵 切 紙	高木求馬 一通	三一
先祖代々川通持場御用勤 書 文化一〇年	高木弾正 半 縦	四〇 一 冊

文化一〇(一八一三)年付「先祖代々川通持場其外御用勤書」によって、高木家の「御用勤」を概観してみよう。この帳面は、この年に幕府に提出したものの控えと思われ、さらに書き加えていって、幕末におよんでいる。したがって、近世を通じての「御用勤」をみる事ができる。書きあげられている八三件を、川通御用、論所見分、その他の三種類に分類して、一〇年ごとの表を作ってみると、左のようになる。ただし、寛永期の四件は年次が不明であるので、ここだけは例外的に、一六二〇年から四九年までの三〇年間とした。

年 代	川通御用	論所見分	その他	合 計
1610~1619			1	1
1620~1649	2		4	6
1650~1659	2			2
1660~1669	1	3		4
1670~1679	4	1	1	6
1680~1689	1	6		7
1690~1699	1			1
1700~1709	5			5
1710~1719				
1720~1729				
1730~1739				
1740~1749	1			1
1750~1759	1			1
1760~1769	9			9
1770~1779	4			4
1780~1789	8			8
1790~1799	4			4
1800~1809	3			3
1810~1819	2			2
1820~1829	5			5
1830~1839	5			5
1840~1849	3			3
1850~1859	4			4
1860~1869	2			2
合 計	67件	10件	6件	83件

この表は一史料のみによつたものであり、正確さについておのずと限界がある。しかし、一定の傾向は探りうるであろう。まず、その他として区分した六件が、一六七〇年代までにしか出てこない。「御用」の内容をみると、慶長一六（一六一一）年と寛永一一（一六三四）年の將軍上洛供奉、年代不明ではあるが、台徳院上洛の際の熱田、桑名における「舟割御用」、寛永年中の二条城、駿府城の普請、延宝六（一六七八）年の加賀白山社頭造営の六件である。論所見分も一六六〇年代から八〇年代の三〇年間に集中している。論所見分については、節を改めて紹介する。これにたいして、川通御用は近世を通じて動められていく。そのなかでもめだつのは、一六七〇年代（寛文末から延宝期）、一七〇〇年から一七〇九年（元禄末から宝永初期）、一七一〇年代から三〇年代（正徳・享保期）、一七六〇年代から八〇年代（宝暦末から天明期）である。以上は件数からだけみた傾向である。

つぎに第二グループに含まれる文書のなかで、主要なものを紹介する。まず、西四月付の高木三家から幕府勘定所への伺書（一）と、これに添付された翌月付の回答をみていこう。この文書は宝永の取りはらい普請後、高木三家の川通巡見開始にともなうもので、酉年とあるから宝永二（一七〇五）年と推定される。伺書は五カ条になつており、回答もこれに対応している。

第一条は、美濃国中の川筋、伊勢桑名川通、尾張熱田川通に高木三家の家来を年番に巡回させる件についてである。回答はこれを承認している。第二条は家采出役中の人馬、宿賃等の負担についてである。高木家ではこれを百姓役にすべきかどうか、また、その割りつけを笠松代官辻六郎左衛門にやらせるべきかどうか、などにつき伺い出た。回答は、百姓役とし、辻が割りつけるべきであるというものであった。第三条は、さきの取りはらい普請場の絵図や帳面を辻や南条金左衛門からひきとつて、高木家で保管し、今後の巡見の参考にしたというも

のである。勘定所はこれを承認した。第四条は、水行の障書になるような新規の普請を禁止し、やむをえない場合は、笠松堤方役人と立会い、相談のうえ指示することの是非を問うている。回答はこれを是とした。第五条は、「川通取払場所之水行障仕出シ申聞敷旨」の高札を建てることについてであった。回答はこれを否定した。以上のように、高木三家が年番で川通を巡見し、宝永の取りはらい普請を基準として水行の障書初除去を命じ、新規の普請は堤方役人と立会いでその可否を判定するという、以後、幕末にいたるまでの高木家の役儀は、これをもつてはじまった。

明和三（一七六六）年になると、高木家の持場は縮小された。それを示す史料が「大目付大井伊勢守様美濃御郡代立会之儀ニ付松（平）右近将監様被仰渡御書付写式通」と上書された紙に包まれた二通の史料である（二）。それによると、木曾川は笠松村から加路戸川通海口まで、長良川は河渡村から成戸川木曾川落合まで、伊尾川は西結村から桑名川通海口までを、高木三家が美濃郡代と立会いで管轄する区域とし、それ以外の小川は管轄からはずされた。

これより約五〇年後の文化一〇（一八一三）年には、高木家から持場の復活が要求されている。勘定奉行へ提出した願書の案文（六お）がある。そのなかに、元禄末から宝永二（一七〇五）年の取りはらい普請について、「誠ニ以、先祖之者共骨折相勤候故、国中之川々水行宜敷相成、其後四十年來茂水損ヲ通レ、国役其外御普請等茂無之趣ニ申伝候」とみずから評断している部分がある。願書は、そのような成果があったにもかかわらず、明和三（一七六六）年、管轄区域を縮小された、「然ル処、年曆経候儀、大小川々共自ラ付洲瀬替り、或者竹木葦生立、自然与水行差障り候儀茂有之候得共、大川付小川付とも難判、取計方入組候場所茂有之候」とし、「国中之川々、只今之川瀬ヲ見計ひ、水行之障り古形之規矩ヲ以吟味仕候へ、猶更水行宜敷相成可申テ奉存候」と

述べ、小川通も含めて持場とされたいことを願ひ出ている。「往古ヨリ家付。勤来候事故、存人之筋成有之候」としているが、木曾三川全域の治水に積極的に係りたいとする真意がどこにあるかは、にわかには結論を出しえない。ともあれ、この願ひは聞き届けられなかった。

天保二（一八三一）年には、高木家は尾州上萱津村妙勝寺を介して、川通惣奉行に就任したき旨の願書を老中、勘定奉行に提出しようとした（一三あし）。これは高木家なりの木曾三川治水体系を構想したうえでのことであつた。その構想とは、木曾川は秋江村辺に、伊尾川は今尾村辺に舟番所を設置し、前者を笠松郡代が支配し、後者を高木家が支配して、そこを通行する諸商売荷物船から運上金をとりたて、それを財源として普請をし、さらに、その普請は高木家を惣奉行とし、惣奉行は笠松郡代と相談し、笠松堤方役人と高木家川通掛を手先としてその任務にあたり、このような態勢により、幕府の「御勘定方御普請役等其節之様子ニ而御差登ニ不相成候而可然儀ニ奉存候」というものであつた。この構想によれば、治水にたいする高木家の任務は、笠松郡代に比して相対的に重くなり、また、幕府からの委任の程度も高くなっている。舟番所の設置という具体的提案も注目される。この一件は、高木家の江戸留守居方役人の「種々談判いたし候得共、新規之御役筋与申、殊ニ御両所様（東・北高木家）笠松等御打合御指出し振ニも相見、旁、畏ニ御進違取計、却而御不都合出来いたし候而も恐入候」との判断により、事前に、勘定奉行の公用人などに打診したところ、「逆も御模通候儀ニ而者有間敷候間、御見合之方大丈夫哉」との返事をえ、結局、沙汰止みとなつた。

高木家によるこのような建言はほかにもあつた。年代不明の一連の願書下書がある（二一あし）。これらの趣旨は、近年水害が多くなつてゐるが、「私儀、往古より家付ニ御用相勤来り候得者、水難等無之様取計方度有之候存入茂御座候間、美濃國中堤惣奉行職、被仰付」れ、笠松堤方役を祖下とし、定式、臨時にかかわらず、普請はすべて多良奉行所より勤めることにより、江戸から普請のたびごとに役人を派遣する必要もなくなり、「御入用向茂相減シ、御益筋御為方ニ相成可申、奉存候」というものであつた。しかし、このときの提言は純粋に治水のためのそれではなく、願書はさらに続けて、右の職が「若シ相叶不申候ハ、」として、伏見奉行、大番頭、駿府城代のいずれかへの就任か、あるいは三万石ほどの預所の管理を願ひ出るといふ、焦点の定まらないものであつた（預所を管理したいという要求は安永二（一七七三）年にもあつた。「調査報告V」三二ページ）。この願書が実際に提出されたかどうかは不明である。

明治維新を迎えると、高木家は新政府に旧幕時代の川通御用について報告した（五六ページ以下参照）。その報告書（二八）もここに分類してある。この報告書のなかで注目すべき点は、明和三（一七六六）年（ここでは同二年となつてゐる）の管轄区域縮小について、「関東る笠松江出張之茲吏」の仕業としてゐる点である。

「役係」項の第三グループは任務遂行のための参考書類であつた。まず、安永（五）中年四月の「川通御用勤筋手控」（三）をみる。これには冠山子と署名があり、第一〇代修理貞藏の手控である。内容は、宝曆、明和年中の普請を例にとり、主として、幕府役人への伺候のしかた、供廻り等を中心にとまとめてある。

天保一（一八四〇）年八月の「川通御普請仕立方同等之儀其外」心得方覚書写（一四）は高木家川通役三和六左衛門が笠松堤方役人棚橋某から借用したものの写しで、「西館秘書」、「御上并御役人之外、他見致間敷事」とされたものである。内容は、「遠所役人足遣方」、木曾三川治水の基本法とでもいふべき「濃州回法」の抜粋、堤勾配の計算法、美濃河川の里敷、宝曆八（一七五八）年までの歴代美濃郡代の書きあげなどである。まさに、実務参考書と呼ぶにふさわしい史料である。これに類した史料に年代不明の「川通御用向之旧記書抜」（三五）がある。

慶応二（一八六六）年二月「川通御用御廻中取扱覚」（二〇）は、高木家の当主が川通御用で巡回中、尾張藩

役人、幕府役人、笠松郡代、堤方役人、高須、大垣、切通、加納などの役人との挨拶の作法を記したものである。たとえば、尾張藩の代官手代の出迎えをうけた際は、「鳥渡、御駕籠立、御太儀と被仰渡候事」などと記してある。

右とおなじ種類のものとして『川筋御見分之節途中之手覚書付』(三二)がある。これはある特定の普請の見廻りに際して作成されたもので、組頭土山甚十郎、私領役人、大垣郡奉行、帯刀免許の百姓、庄屋、普請役元ノ内藤源八郎などに会ったときの作法が記してある。

(3) 治水・用水論所見分

真桑と席田との井水論関係文書は、寛文四(一六六四)年から五年にかけて、四点残っている。これらがこの項のもっともふるい年代のものである。寛文四年一〇月二五日の評定所における双方対決の記録(二)が保存されている。誰の手になるものであるかは不明であるが、双方の百姓、幕府役人の発言が議事録風に記録され、対決の様子を具体的に示しており、興味深い史料である。それによると、まず、勘定頭岡田豊前守が真桑方堤訴の事情を説明している。すなわち、席田方が用水路を深くし、真桑方の番水口に水が流入しなくなったので、上流の大堰のわかれめで分水したいというものであった。つぎに、検使衆が発言し、席田井口が四、五尺も深くなっており、井口が一五間であったものが二五間に広げられ、この場所で真桑への番水は不可能であること、だからといって、真桑番水口を深くすると南原の井堰にさしつかえることを述べた。岡田豊前守は席田井口が一五間であることは絵図にも記してあると述べた。つぎに、社奉行井上河内守が老中久世大和守に報告するというかたちで、事前に双方と接触し、番水口に「同木」を伏せてはどうかと提案したが、席田方から反対されたと述べた。

このとき席田方より、反対はしたが、「何分ニも被仰付次第可仕候」、もし水流に妨げが出たばあいは、重ねて訴訟するとの発言があった。これをうけて、江戸町奉行渡辺大隅守から「同木を伏、前々通、番水可仕候」と発言があった。しかし真桑方は、「同木」を伏せても流失してしまうから、それよりも席田井口を先年のとおり一五間にするよう指示してほしいと述べた。これにたいして席田方は、井口の間数は規定がなく、前々から二三間で変わりたいと反論した。そこで岡田豊前守は二三間で番水にすべきであると述べた。以上の評定を踏まえて、久世大和守が、「同木」を伏せることとし、高木三人衆に検使を命ずるとの裁定をくだし、一座はそれを承認した。真桑方は、再度、一五間の井口にしてくれるよう要請したが、岡田豊前守から、その件も高木衆へ上申するようにとの返事があった。渡辺大隅守は、井口を二三間ずつにし、常水の障害にならぬよう「同木」を深く伏せこむようにと発言した。ここで席田方から発言があった。それは、真桑方がたびたび訴訟を起して迷惑するので、証文をほしいというものであった。しばらくやりとりがあったあと、高木衆が検使に出たときに証文を出すことになった。以上が評定所での対決の様子である。高木家では二月九日付の老中連署の奉書(一)を受けとった。それには、「両井溝水分之所、分木伏候儀、各三人罷越、場所致見分、双方高下無之等同分木伏之尤候」とある。これにもとづき、翌年、高木家では現地に出張し、分木の伏せかたを指示し、双方の井口の幅を現状に固定する旨、大垣藩および加納藩の各部奉行と両井頭に申し渡した(一七)。三奉行衆への復命書(五)の日付は三月一六日である。

寛文五(一六六五)年に正月一八日付の老中奉書(三)が高木家に届いた。それには、戸田采女正知行市橋村と稲葉権之助知行大墓村との山論、および蔵入楡俣村と平岡市十郎知行発津村との境論の論所を見分するようにとの指示が記されていた。翌日付の三奉行の書状(四)には、「双方百姓之中分御聞届、論地之絵図御仕立、証

抛証文等有之候へ、委細被致穿鑿、存寄之趣覚書ニ記之、可被差越候」とあった。これにもとづき、高木三人は見分のうえ、三月一六日付で覚書(六)を提出した。ただし、これは市橋村と青墓村の山論についてだけである。絵師を連れて山に入ったことや、隣村の片山村百姓から証言をとったことなどが記されている。堀津村と楡俣村との境論は五月二二日に裁許が申し渡され、その絵図裏書の写し(七)が残っている。市橋村と青墓村の山論は六月一二日に裁許状が出され、その写し(八)も残っている。

寛文一一(一六七二)年の大野郡房島村と池田郡小島七カ村(上野、野中、白樫、溝尻、東野、大門、堀)との野論に関する史料(九)がある。これは二通の一札の写しで、双方とも「非儀之御訴訟」をしない旨、七カ村側から評定所にあてての証文である。「非儀」であるとされたのは、証拠としてあげた堤の由来について偽りがあったこと、「大垣方慶安元子年仕上ケ之一国絵図ニ郡境相極り候処、郡境をも偽申上候」ことの二点であった。この争論に高木家が関与したかどうかは不明である。文書の端裏に、「野中願ニ付障り、房島村式通之内」とあり、後年、普請の資料として高木家に提出されたものかもしれない。

寛文一二(一六七二)年六月、高木三家と美濃代官杉田九郎兵衛とは、大野郡公卿村と安八部白鳥村との境争論および川原争論の論所を見分し、報告書を幕府に提出した。その下書(一三)が残っている。それによると、この争論は、第一に、公卿村が川中に乱杭を打ちこみ、そのため白鳥村の方へ水当りが強くなったということ、第二に、梁の設置をめぐる、第三に、越境して設置された猿尾をめぐる、第四に、川原の柳の伐採をめぐる争われた。この年の閏六月六日付の三奉行達書写(一四)によれば、この争論をきっかけとして、美濃国中の川筋を内々見分するように指示したことがわかる。これは川筋支配系の完備以前において、個別的になされる川普請とそれによって惹きおこされるであろう争論を処理するための施策として注目すべきである。しかし、こ

のような大事業は簡単に達成されるものでないことは明らかで、高木家などからもその旨の意見があり、延期されたことが翌月二五日の書状(一五)でわかる。この一件に関する史料は九点保存されている。

右の争論に付随して、公卿村は横井村と加納村から訴えられた。その訴状の写し(一六)が残っている。それによると、高木家などの見分の際、公卿村は横井村と加納村の入会の川原をみずからの村域として主張したというものである。この川原は元来は加納村であったが、川になってしまったものだという。河道の変化と村の移動、それから惹起される村境の争論の一例である。

延宝八(一六八〇)年八月、真桑井組は訴状(一九)を幕府へ提出した。真桑方番水所の井桁籠を修復したところ、南原井組の曾井村、中島村、長屋村、石御村、山口村が「新法」であるとして、それを破却したことを訴え出したものであった。翌閏八月二九日付で三奉行から、同月晦日付で老中から、この争論は寛文五(一六六五)年の裁許を破ったものではないのかどうか、新しい問題の発生による争論なのかどうか、論所を見分して報告するように、それぞれ指示してきた(二一、二二)。翌九月、南原井組から返答書が提出された。それには、井桁の修復ではなくて、石籠のあらたな設置であり、自分たちの用水の障害になると主張されている。高木三家は一〇月四日付で見分報告書の下書(二四)を作成した。高木三家は、この井桁籠は寛文五(一六六五)年裁許のとき、南原井組の障害にならないことを見込んで設置されたもので、真桑井組による修復は新法ではないこと、曾井井組も自分たちの用水の障害にさえならなければ問題はないと述べていること、真桑井組も先年のとおり井普請を許可されればこのうえ訴えるべきことはないことなどを報告した。ところが、翌年正月一〇日付の三奉行連署の達書(二五)によれば、この出入に関して、更地村、上秋村など一〇カ村が用水不足を江戸へ訴え出したことがわかる。幕府の指示は、雪解けを待って、いま一度見分をするようにとのことであった。高木三

家の報告書(二六)は三月付で提出された。高木三家は、用水不足とは思われないから先規のとおりでしかるべしとした。裁許は翌天和二(一六八二)年五月二十五日付であった。『裁許申渡之覚』(三二)によれば、曾井村など五カ村は破壊した井桁石籠を修理すること、印杭、印石を設置すること、更地村など一〇カ村の訴訟は無用であることなど、高木家の意見とほぼおなじものであった。

天和三(一六八三)年には方県郡上城田寺村、下城田寺村、石谷村、洞村、村山村の五カ村と交人村との堤出入があった。この訴訟は、交人村が新堤を築いたので水損が激しくなると五カ村側が提訴したことはじまった。交人村は返答書のなかで、五カ村側こそ新堤を築いていると訴えた。同年七月二十五日付の三奉行達書(三七)には、「右五ヶ村が目安指上候間、双方召出シ、致兪議候処、堤古新并川筋江藪立出候分ケ、爰元ニ而了簡難成ニ付、御老中江相窺候処、各見分被仰付候、依之、双方立合絵図、目安、返答書差遣候間、兪議之上、論所被致見分、様子委細存寄、可被申越候」とあった。高木三家はこれを請けて論所を見分し、八月二三日付の書状(四二)で、意見書を幕府へ送付したと通知した。裁許は一〇月二五日に出た。評定所はどちらも新堤でないを判断したうえで、交人村にたいしては、堤の高さを三尺三寸に均すように指示し、五カ村側へは、現状を固定することを指示した。また、出水の際、流水の障害にならぬように兩岸の松や柳、堤防上の藪を伐採しておくことも命令した。

貞享三(一六八六)年には大野郡寺内村と古川村の用水をめぐる争論が評定所に持ちこまれている。高木三家はこの件でも見分を命ぜられた。翌年春に、高木新兵衛と同次郎兵衛が江戸に行き、評定所において「直談」におよび、五月一四日、裁許が出ている。

おなじく貞享三年、大垣藩領大野郡福島村と青木右衛門知行所同郡居倉村との境争論があり、高木三家はこれにも検使として臨んだ。裁許は同年九月六日にあり、福島村の勝訴となった。

これもおなじ貞享三年、青木右衛門知行所大野郡温井村が幕領同郡浅木村を訴え出た。訴状(五三え)の主旨はつぎのとおりである。温井村の用水は山口川の浅木村など四カ村の河原から、井領米を支払って取水していたが、この川が洪水のたびごとに川瀬を替え、そのため井堰は川の変化に応じて位置を変えて築きなおすのを旧来の慣習にしていた。ところが、浅木村が川除の障害になるとして、井堰を一定の場所に固定するか、さもなくば、井領米を増やすようにと申し懸けてきた。温井村では笠松代官所に訴え出たが、「とかく御領と御給人との儀者被仰付も罷成かたく」ということであったので、「不及是非、御公儀様へ御訴訟申上候」とある。訴状の日付は三月二二日である。これにより、評定所は三月二七日付で「来ル四月六日、評定所江罷出、可対決」とし、浅木村等呼びだした。翌月、浅木村が返答書(五三お)を提出した。それによれば、温井村の訴訟は「川筋に而勝手次第井水溝堀取申様ニと新法之御訴訟」であるとして、温井村のいうような慣習を否定し、井領米も寛永一五(一六三八)年の規定のままであると反論した。対決の結果については、翌年四月晦日付の温井村の二度目の訴状(五三か)でわかる。すなわち、数年来の堀筋を使用し、井堰は若干上流に移動するという裁定であった。しかし、またまた洪水で川瀬に変化ができ、取水が不可能となったので、浅木村に井堰の移動を申し入れたが、許容されなく、再度訴訟におよんだという。評定所から高木三家への論所見分指示書(五六)は一〇月七日付であった。高木三家は一二月二日付で意見書(五三ち)をまとめた。高木三家は温井村のいい分に誤りがないことを認め、双方に損のない取水の方法について意見を述べた。これにより、評定所は一二月一四日付で裁許を申し渡した(五三つ)。温井村の勝訴であった。そして、高木三家の意見をいれ、井堰を上流に固定することを決定するとともに、今後川瀬違いが生じたばあいは、双方をはじめ関連村々の「百姓立会、相談之上、無依怙最貞、

温井村用水不備、又浅木村田畑不損亡様ニ可致しと指示した。

宝永二（一七〇五）年から三年にかけて、高屋村、有里村、数屋村と上下真桑村との用水に関する訴訟があった。高木三家は宝永二年一月二日付の高屋村など三カ村の注進状（六二）によってそのことを知った。「近日、御江戸様江御訴訟ニ罷下り候、御当地^{（破損）}先年井水御裁許被為遊候故、此度御^{（破損）}差上ヶ申候」とある。破損が激しくて文意が取りにくいのが、出訴するまえに高木三家へ注進したことだけは確かである。このときは高木三家は検使を勤めていない。裁許は翌年四月二五日に出た。五月にはいると、美濃郡代辻六郎左衛門から三日付の書状が届いた。それによると、評定所の指示により、論所に「分水之定土木」設置に際して、「各様川通御家米御廻候御年番之御方々御家米壱人御差出、私手代与為立会」てほしいとあった。

この一件以後、高木三家が幕府に持ちこまれた訴訟に關与したことを示す史料がない。これは単に史料の残りがたの問題ではないであろう。前掲の『御用勤書』から作成した表にみられるように、一六九〇年以降は論所の見分の事例がなかった。これ以外の『御用勤書』にも記述はないから、高木三家がそのような役を勤めなかったと結論しても、ほぼ誤りはなからう。本節の最後に紹介した事例は『御用勤書』には記載してなかったものではあるが、そこでの高木三家の役割は、村方からの期待にもかかわらず、従来のこととは異なるものであった。これに反して、川通巡見の任務が宝永二（一七〇五）年から恒常化したことは、すでにみたとおりである。すなわち、木曾三川流域の治水問題にたいする高木三家の役割の変化、換言すれば、幕府の治水政策の変化を窺わせる。

(4) 治水・普請見廻

現在までの整理段階で、この項のもっともふるい年代の史料は寛永一八（一六四一）年の美濃国役普請に關するものである。このとき高木三家は堤普請奉行を勤めた。この史料（一あ）は普請中の扶持米に關するもので、権右衛門尉が三七人扶持、藤兵衛が二四人扶持、次郎兵衛も二四人扶持を幕府から支給された。扶持の支給のしかたは岡田将監への権右衛門尉からの請取書でわかる。すなわち、出役した日数は八月一七日から翌年三月晦日までの二二〇日であり、一日につき三七人の計算で、のべ人数八一四〇人、扶持は一人一日米五合で、合計四〇石七斗が支給された。

万治二（一六五九）年四月二九日付の老中奉書（三）で、高木権右衛門と同次郎兵衛は坪内宗兵衛知行所前渡村の木曾川堤の修覆奉行を命ぜられた。「岡田将監被逐相談、以国役人夫、可被申付候」とあった。

寛文一二（一六七二）年に、ふたたび坪内惣兵衛知行所内の木曾川堤の普請があった。普請にさきだち、美濃代官杉田九郎兵衛と高木三家は国役普請人足について、勘定所へ伺書（一い）を提出した。それによると、美濃国における一万石未満の給人の知行高合計は一四三九五石余で、そのうち、西尾八兵衛、同重右衛門、同七兵衛、岡田与三郎、同左太郎、徳永平八、加藤兵内、青木求馬助、日根野半助、島角左衛門は「手前普請ニ可仕哉」といつてきているので、知行高合計二三八四一石余は国役を課さないようにすべきであるが、また、遠山半九郎は「火消御役中」、遠山信濃守は駿府在番中であるので、知行高合計一七〇五三石余は国役を課さないようにすべきであるか、もしこれらを差し引くとすると、このほかに、津田平左衛門は以前から「自分普請」をし、国役人夫を出していないので、知行高三〇一一石余を引き、さらに、高木三家はこのたびの普請奉行であるので、知行高合計四三〇〇石を引くことになっているので、のこりは九五七四九石余となる。このうち、六五三三石余は坪内惣兵衛とその一類の知行高で、今回の普請の対象地であるから、一〇〇石一〇〇人の水下役が懸り、六五三三人、のこりの八九二一六石余には一〇〇石一一・四四四人の遠所役が懸り、一〇二二〇人、合計一六七四三

人の人足となる。一万石以上の知行高を有する給人は「手前之堤普請仕候故」国役人夫は出してはいない。ただし、丹羽式部と遠藤備前と遠山信濃の領分には川がないため、国役人夫を勤めてきたという。国役人夫は一日一人につき米一升ずつの扶持を支給してきたが、今回もそのようにするかどうかを伺った。幕領については、子年の春の普請人足二九八四人半があり、水下役は一〇〇石一〇〇人、遠所役は一〇〇石二〇人に相当し、扶持方は一日一人米五合となっている。

延宝二（一六七四）年の国役普請に関して、『濃州 寅之年御国役堤御普請帳』（九）がある。この帳面は杉田九郎兵衛、高木藤兵衛、高木新兵衛から勘定所に提出したものの控えである。内容を簡単に紹介すると、まず、一四万石余の給所知行高合計が記され、それから一〇名の分が役から除かれている。それぞれの由を記すと、遠藤備前守は自領の水損場修覆を継続中であること、丹羽式部少輔は大坂加番役を命ぜられていること、岡田将監と同佐太郎は「跡々、役人足雖出来之、自分領内堤等修覆仕候間、向後、役人足可相除由、御奉書来」ったこと、稲葉権佐は小姓組番頭を勤めていること、徳山五兵衛は勘定奉行を勤めていること、青木求之助は駿府加番を命ぜられていること、鳥寛左衛門は禁中普請奉行を勤めていること、津田平左衛門は一万石以上の給人なみに「手前切ニ普請仕度由、先年訴訟」したこと、高木新兵衛と同藤兵衛は堤奉行を勤めていること、以上のそれぞれの理由で国役を免除されている。これらを引いた七万石余が役高とされ、水下役、遠所役それぞれ一万余ずつの人足が計算されている。これらを各給人の知行高に応じて出役させた。たとえば、知行高一〇〇〇石の高木次郎兵衛には一〇〇石につき二五人の運所役がかかり、二五〇人、この扶持米二石五斗、金に換算して、金二兩一分と銀九匁二分三厘となっている。このあと、村ごとの普請箇所、必要な人足数が書きあげられている。この年の国役普請は、前渡村、松本村、上中屋村、下中屋村、石田村、米野村、江川村、無動寺村、五反郷村、下大樽村、

下大樽新田村、海松新田村、大坂村、島村、公卿村、東座倉村、西座倉村、居栗村、一ツ木村、浅木村、蛇穴村の堤の修覆であった。

元禄一六（一七〇三）年、高木五郎左衛門は三月晦日付の老中奉書（一七）により、美濃の河川、および伊勢桑名川の水流の障害物を取りはらう普請の奉行を命ぜられた。これを請けて高木五郎左衛門は誓詞（一九、二一）を提出した。その前書には、「万事御為第一奉存、聊以、御後閣儀不仕、心之及程念を入相勤、存寄之儀、心底不残申合、御同役御家来与中能可仕候」、「隠密ヶ間敷儀、一切他言仕間敷候」、「御用ニ付、依怙鼠戻不仕、勿論非儀不申懸、諸事正路ニ可仕候」、「以御威光、私之奢仕間敷候、右御用ニ付、町人百姓等々金銀米銭衣類諸道具其外何ニ而茂、一切受用仕間敷候、勿論馳走行懸り之振舞等請申間敷候」とある。また、別の誓詞には、「私之申分不立、御為能方ニ落着可仕候」ともある。この年にはまた、高木五郎左衛門はその取りはらい普請がすみしだい、美濃国役堤普請の奉行を命ぜられている。勤役が重なったこともあって、この一年間の文書は一五〇点余と多数にのぼっている。

宝永元（一七〇四）年一二月『濃州川通村々取払榜示杭手形帳』（一一九、一二〇）は、取りはらい普請の締めくくりの史料ともいえるべきもので、榜示杭を打たれた場所を取りはらい、今後その場所に水行の障害になるような植樹、開墾、普請などをいっさいせず、自然に生いたつ竹木は間断なく伐りはらい、必要なばあいは願い出て普請することを村ごと誓約させたものである。

宝永二（一七〇五）年以降、高木三家の家臣が年番で川通を巡見することになったことと関連があるのであるが、この年の三月から七月にかけて、美濃国中の各村の護岸、水制を書きあげさせた。おおむね「濃州何郡何村堤猿尾改帳」となっており、全部で一七八冊残っている。一八世紀初頭の村単位の治水状況を知りうる好史料

である。

『岐阜県治水史』によれば、宝永三（一七〇六）年六月八月大雷雨があり、山県、方県、本巢、武儀、各務の六郡三五カ村に洪水、山崩れの被害があり、国役普請をしたという。これに関する二系統の史料が残っている。一つは、「何郡何村砂入地面直目論見帳」という標題の史料群で、三三冊ある。これは田畑一枚ごとの被害面積と土砂の量、復旧するに必要な人足の数が記してある、他の一つは、おおむね「何郡何村砂留御普請目論見帳」という標題をもつ史料の一群で、四九冊ある。こちらのほうは普請する堤の規模、そのために必要な土の量、人足の数が記してある。

(5) 書籍

この項に分類されたものは、「書籍」という名称で代表させてはおいたものの、かなり広範囲のものが含まれている。そのことは、以下におもなものを紹介するので明らかとなる。

まず、法律、制度に関するものとして、『柳営秘鑑』から諸家の格式について抜き写したものの（一）、『武家政録』のうち「禁裡御条目部」「武家諸法度」の写本（二）、宝暦一二（一七六二）年に刊行された『交代両面鑑』（参勤交代の順、家紋、屋敷、在所、知行高、役職、城中居所、鎗型などの一覧表、三）、天保七（一八三六）年と同一五（一八四四）年の役職武鑑（四、五）、弘化二（一八四五）年『大成武鑑』巻之四（六）、安政五（一八五八）年『袖珍武鑑』（七）、『京羽二重大全』巻一卷二（九）、明治政府の職務分担と役所の所在地を記した『東京御役所早見』（一〇）、『頼朝分限帳』（一一）、薩摩、尾張、加賀各藩の役付帳（一二）―四）などである。

つぎに規式関係のものとして、寛政七（一七九五）年九月一二日写の幕府年中行事に関する一年中行司御古実式法』（一五）、『諸家表門御定式』（一六）、孝明天皇即位の際の『御即位式書』并交名之次第』（一七）などである。

政治・経済関係では、種糶困米仕法を説いた天保八（一八三七）年『噓之記』（一九）、アーネスト・サトウ『英国策論』（二一）、明治一二（一八七九）年『備荒論草』（二〇）がある。

医術関係書には、尾張小山駿亭主人『瘧諸毒』并『瘧毒手鑑』（二二）、『痘瘡麻疹食物禁好』（二四）、『衛戩図』（二七）などがある。

暦は文政一〇（一八二七）年のものから大正二（一九一三）年のものまで、四五冊が残っている。

易学、相法の関係では、寛政元（一七八九）年六月中西敬房『年中晴雨』并『時占考』日夜重宝袖卜筮』（七三）『闕輝堂』大明論』（七五）、観家の法と疊数の吉凶とに関する『風水玄機録』并『疊数秘伝』（七六）、方位の月による吉凶を示した『三允白方位』（七七）、文化一二（一八一五）年正月『南北相法修身録拔書』（七九）、『相法骨格伝』（八〇）、『相法概意』并『骨格之巻』（八一）、『家相隠頭初後極秘伝』（八二）などがある。人相、家相に関するものが多い。

宗教関係では、寺社の縁起に関するものとして、『多度神宮由来略記』（八九、九〇）、文化八（一八一―）年一〇月『美濃国谷汲山華嚴寺略縁起』（九一）、天保三（一八三二）年正月『大黒天略縁起』（九二）、天保一〇（一八三九）年四月『養老両霊水略縁起』（滝寿山充正院養老寺、九四）、嘉永元（一八四八）年九月『信州筑摩郡寝覚浦島太郎略縁起』（寝覚山臨川寺、九五）、在原寺霊宝略縁起』（九八）、美濃国不破郡青雲宿弘曾七松駅寝覚浦島太郎略縁起』（寝覚山臨川寺、九五）、在原寺霊宝略縁起』（九八）、美濃国不破郡青雲宿弘医山内願寺略縁起』并『古跡由来』（九九）、濃州多良正覚院『地藏菩薩略縁起』（一〇二―一〇八）、鎌倉長

谷観世音略縁起』(一一〇)、『教王護国寺由緒略記』(二八一)などであり、近郷近在のものが多い。宗教講話的なものとして、明和七(一七七〇)年『關提老翁辻談議』(八六、二八三)、享和元(一八〇一)年『泰通院講主法語写』(八八)、天保七(一八三六)年一月『白隠和尚施行歌』(九三)、奥州塩竈神主『内宮外宮之弁』(一〇〇、一〇一)、キリスト教排斥を説いた『随喜閑愁録』(一一七)、円満寺釈円照『宿曜和讃』(一三一)などがある。経文には、『新版般若心経秘鍵改名付』(一九)、『新版般若心経大字』(二二〇)、『仏説延命地藏経ひらかなつき』(二二一)、『仏説阿彌陀経』(一二二)などがある。

道徳に関するものとして、文政九(一八二六)年二月『通俗陰陽文』(一三五)、天保七(一八三六)年『孝和寿連満意』(一三六)がある。領主階級の処世訓に関するものでは、「知行格式は祖父親代々伝へ受たる物とのみ心得て、君の高恩を戴くともしらす、ひたすら自己一分の利書をのみおもふて、忠敬の道を亡聊も弁へしらぬ者は人の形にして人の心なきもの」ではじまり、忠君を説いた『対鶴城諸子問忠』(天明三(一七八三)年写、一三三)、『東照神君御文写』(二八四)、『本多佐渡守正信記』(二八五)、(井伊直孝遺言』(三三一)などがある。また、「書籍」項に分類したのは必ずしも適切でなかったかもしれないが、領主階級の処世訓を著したものとして、源永貞『道能端』(寛政五(一七九三)年七月、一三四)がある。源永貞とは第一〇代高木修理貞藏の嫡子長橋永貞であろう。彼は家督を継ぐまえに、文化二(一八〇五)年、死亡した。内容は家臣にたいする接しかたから説きおこし、一般的な処世の心得におよんでいる。注目すべき一項に、「国家を治る道ハ政事を人に委任するをよしとす」ではじまるものがある。この点は太宰春台の『経済録』を参考にしたことを述べている。著者の教養を示すものとして興味深い。

文学、芸能に関するものが多く保存されている。なかでも歌謡集が多い。瀬川路考『和歌三人由来』(一四五)、為水春水『かな読八犬伝』(一四六)などもある。和歌解説書として、藤原好故ほか『掌中秋の寝覚』(一四四)、『和歌八重垣』三(一四九)、六(一五〇)、『歌道童翫抄』(二八六)がある。世阿彌の『風姿花伝』を下敷とした解説書である『花伝』一〜八(二八七〜二九四)がある。

地誌類では、嘉永三(一八五〇)年『地球万国山海輿地全図説』(一七五)、国名を絵で表わした判じもの『教国尽道具集』(一七六)、『撰津名所図会抜粹』(一七七)、『伊勢大和めぐり名所絵図』(一八四)、『都名所方角之図』(一八四)などがある。

言語関係のものとして、文政五(一八二二)年『尚古仮字用格』(山本明清、一九八)、弘化四(一八四七)年『和漢名数統編』(一九九)、慶応四(一八六八)年『新令字解』(二〇〇)、『大節用文字宝鑑』(二〇一)、『字林玉篇』(二〇二)、古事記直解付録『言霊頭論頭卷』人言分生初発考略図』(二〇三)、『言霊真例鏡』(二〇四)、五十連音韻』(二〇五)などがある。

このほか、明治期の新聞(七点)、教科書、手習本などが多数残されている。

蔵書目録もこの項に分類しておいた。文化元(一八〇四)年一月『承陽樓御書籍覚帳』(二四二)、書藏方による文化八(一八一)年八月『手覚』(二四三)、天保一三(一八四二)年九月『御書籍目録』(二四四)、納戸方による嘉永三(一八五〇)年九月『御書藏御書物出入控記』(二四五)、明治六(一八七二)年五月『手元本類貸覚』(二四六)などがある。天保一三年の目録によると、高木家は和漢の諸書を、実に一四四六点所蔵していたことがわかる、それらの書籍は、政要諸書、諸家系譜、官位装束、神書、経書、史類、和漢雑書、通俗雑書、詩文集、歌書、唐書、軍書、仏書、医書、諸国紀行、名所図会、武鑑などに分類され、幅広いものである。本学に所蔵されたものは、右にみたように、このうちのほんの一部であった。

文書、記録の目録もここに分類してある。高木家の職制では、書籍も文書、記録も、文化の段階で書藏方、天保の段階で納戸方の管理するところであった。まず、文化一〇（一八一三）年六月『御用日記改帳』（二六一一あ、三二九、ただし後者は後欠）をみる。これは『御用日記』を年別に書きあげたもので、寛延三（一七五〇）年の日記を筆頭に記し、文久三（一八六三）年まで書きたしてある。すでに紹介したように、本字には寛延三年から明治三（一八七〇）年までほぼ完全に残っている（『調査報告Ⅰ』四六ページ、そこでは欠如部分を書きあげておいたが、その後、明和元（一七六四）年一月一日〜三月二十四日の分と、同三年分が発見された）。すなわち、現在残っている日記は文化一〇年段階とほぼおなじであるということが出来る。

日記以外の文書の目録には、天保八（一八三七）年五月『御書付類新規御土蔵入見出帳』（二六一一い）、天保一三（一八四二）年改、文久二（一八六二）年九月再改御書付類 老式参『御書付類 御長持入取調改帳』（二六一う、二六二）、江戸留守居方所蔵文書目録に、嘉永七（一八五四）年八月『惣御留員数帳』（二六三）、同『江府御屋敷御留守居御預り書類 并ニ諸品改メ記』（二六四）、『惣御留員数帳』（二七〇）がある。

文書目録ではないが、文書の保存、伝来に関係する史料として、明治一三（一八八〇）年九月一二日付の川通関係書類借用証文（二六六）もこの項に分類した。これは伊勢国桑名郡香取村小前惣代松田忠市の署名で大嶽弁之丞にあてて提出されたもので、宝永二（一七〇五）年六月『勢州多度郡 桑名郡堤猿尾改帳』ほか一冊の借用証文である。この二冊は、現在、現地の伊東春夫氏のところ、無事保管されている（『調査報告Ⅲ』一一ページ）。

(6) 新政出仕

この項の史料群のなかには、京都におけるつぎのような日記が存在する。

殿様今般御登京 御道中并御帯京御参 内被為濟候御七件 日記	慶応四（一八六八）年二月八日〜同月二十九日	一冊
御登京御帯京御帰京 日記 卷ノ二	〔慶応四年二月八日〜同月二十九日〕	一冊
日記 卷ノ三	〔慶応四年〕四月〜六月	一冊
貞広様 御登京 日記 一	慶応四年七月二日〜一〇月二十九日	一冊
御在京中日記第式ノ第七	明治元（一八六八）年一月一日〜同三年五月晦日	六冊
公用取扱日記一〜二	明治元年一月七日〜同三年五月二十七日	二冊

このほかに、以上の日記とは異なり、在所での留守番役人の日記として、慶応四（一八六八）年七月付「殿様御登京中并ニ前後日記」がある。

明治維新という政治的変革のなかにおいて、高木家がどのような動きを示したかは、これらの日記によって窺い知ることが出来る。主として、以上の日記によりながら、高木家の新政府への働きかけをみてみよう。

『岩倉太夫様東山道鎮撫使御発向ニ付御三殿様大垣江御出張之老件』（七二）によると、高木三家は、大垣に着陣した東山道鎮撫使総督に、慶応四（一八六八）年二月四日に拝謁した。仲介の労は大垣藩士小原二兵衛がとっている。拝謁にさきだって提出した口上書は、つぎのようなものであった。

今般、王政復古被為遊候段、承知仕、恐悅至極奉存候、早速登京、奉窺天機度、奉存候得共、無官之私共、却而奉恐入候儀与差控（採道）慎罷在候間、（采書）天朝江尽忠之儀者従来之赤心ニ御座候間、方今之御機会、何分宜敷御取成之程奉存候、付而者私共在所之儀者東海道中仙道両街道上方江之間道之要地、従往古守衛仕居候処、

別而方今之御時勢、尚更、精々尽力警衛仕居候、且又、濃州尾州勢州川々水行奉行平常兼役仕居候間、何卒是迄之通、被仰付被下置候(朱批)様仕度、此段奉願上候、誠惶誠忠謹言

二月

高木彈正

高木監物

高木達三郎

右の文中、抹消および朱書は小原二兵衛によるものである。この文書によると、高木家は、王政復古に際して、みずからを「無官」と位置づけることによって新政府に一定の違和感を持っていることを示す反面、むしろ、近畿への間道警衛や水行奉行など、徳川幕府により命ぜられた任務を引き続き勤めることを強調することによって、旧来の地位の維持を計ろうとしていたふしが窺われる。ともあれ、口上書は総督の役人に提出された。その際、彼らの言は、「御書付之趣、致承知候、今般、御復古之恐悦之儀者、惣督様江可申上、乍去、主人自ラ登陣無之候而者不相成、且其上、間道固メ、川筋之儀者、是迄通可相心得旨、被仰渡候間、其旨銘々主人々江被相達候」というものであった。これにより、高木三家それぞれの当主がそろって総督に拝謁することになり、二月四日、滞りなくすんだ。ちなみに、この史料の末尾には、「諸向江被下候金子之覚」として、この一件に関するつけどだけの金品が計算されている。総額一八両三分であった。

西高木家当主高木弾正は「為窺天機御登京被為遊候段、(大)大政官より被仰出」、慶応四（一八六八）年二月八日に立出している。供方は総勢二八名であった。二月一〇日に京着し、本能寺寺中龍雲院を本陣とした。この日、三通の文書を太政官へ提出している。第一は高木家の格式についての願書であった。朽木主計之助同様の格式を願ひ出ている。この朽木氏は交代寄合である。このとき願ひ出た格式の具体的内容はいまのところ不明である。第

二は京着の届書であった。そのなかで、「微士之私共ニ御座候得共、相応之御用等、被仰付候得者、冥加至極、難有奉存候」と述べている。第三は窺書であった。三点にわたって伺いをたてている。一つは、参内の日取を問うたものである。これにたいする回答は、「勝手ニ相窺可申事」であった。二つは、参内の際の献上物について差図を願ったものである。回答は、「献上物不及事」であった。三つは、「御礼ヶ所」を問うたものである。回答は、「総裁、副総裁、補弼江可相動事」であった。

二月一六日に参内がすんだ。しかし、格式や役儀についての指示は依然としてなかった。このため、一八日に再度願書を提出した。もっとも提出のまえに、高木家と太政官の仲介役である参与五辻の添削をうけ、伺書に書き換えている。

一 私共住所之儀者、東海道中仙道両街道上方江之間道之要地勝地峠、往古守衛仕居候処、別而方今之御時勢、猶更、精々堅固ニ仕居候儀ニ御座候、美濃国中小川々勢州海落迄支配仕来候、別而同国之儀者、近采不成一方、年増ニ水難多ク相成、突々心配仕居候得共、当此上水難相修候様、手厚ク尽力、奉報御国恩奉存候間、右峠(同)メ川筋等支配之儀、是迄之通相心得可申哉、乍恐此段奉伺度奉存候、以上

高木彈正

高木監物

高木達三郎

二月十八日

願書が前代の任務の継続に加えて、「相応之御用等」を願ひ出ているのにたいして、伺書は前代の任務を通じて「御国恩」に報いたいという趣旨になっている。この改変が、五辻のどのような判断にもとづくものであるかは、知るよしもない。この伺書は翌一九日に提出された。しかし、これにたいしてもなんらの沙汰はなかった。

二月二三日、「有栖川宮様御東征為大惣督御発向被為在候ニ付」として、勝地峠警固のための暇を願ひ出た。これは許可され、二七日に帰邑の途についた。

四月中旬になると、大原中納言が鎮台として笠松表へ下向するという情報が入った。さっそく高木三家は京都へ使を送り、四月二五日、川通御用について「何分万端御差図被成下置候様、奉願上度」と大原に申し入れた。六月八日、大原は「為監察御願覽」笠松へ来た。その際、高木弾正をはじめ高木三家の当主たちは伺候した。大原とのあいだにどのようなやりとりがあったかは、日記は記していない。おそらく願ひの趣旨は聞き届けられなかったであろう。

これよりさき、新政府は体制整備の一環としてあらたな施策をうちだした。すなわち、『太政類典』によれば、新政府は、五月八日に、高家、交代寄合、寄合の濫觴を調査し、同二四日には、元高家、元交代寄合を中大夫と改め、「凡テ地方御政務ノ儀ハ知行所最寄ノ府県ニテ支配可致旨」などの諸規則を定めた。また同二八日にも、「元旗下、上京婦順之面々」「都テ本領安堵被仰付候、就テハ高家以下席々旧号を廃シ、凡テ中大夫、下大夫、上士三等之列」に加えると令した。五辻からは、「何分、当春、伺天氣ハ相濟候得共、本領安堵之御書下未タ無之、左候者バ一先主人参上之上、本領安堵之願達相濟シ、其上諸事願方も可有之」と指示された。「右之事件不容易御儀ニ付」ということで、三家で相談の結果、高木弾正らは再度上京し、運動をはじめることになった。

七月五日に多良を発駕し、同七日に京都妙満寺中浄寿院に入った。同七日に太政官弁事伝達所へ願書を提出した。その願書は、すでに「窺天機」いの上京を許され、参内もすみ、暇を乞うて勝地峠の守衛にあたるべきことを述べたあと、「為聊共、自然、相応之御用等被為在候者、蒙仰度奉存候間、不取敢登京仕候」、「今般私共同席之者共、御朱印頂戴、御誓紙被仰付候趣、承知仕候間、何卒格別之御憐愍ヲ以、此段宜御取成御

沙汰奉願上候」とある。これまでの願書のように、前代の任務の継続を願ひ出たものと異なっていることが特徴である。「私共同席之者共」に立ち遅れまいとする意図は明白である。

右の願書提出からおよそ一カ月後の八月二日に、弁事役所より、知行高、年令、席順、家筋由緒、上京の日時、正月三日以後の御用筋、所持武器の種類、数量について書きあげるよう指示があった。この書類は同五日に提出された。そのうち、正月三日以後の御用筋については、「当正月不容易御時勢ニ付不取敢京都表江家来差登置候、折柄綾小路殿濃国江御下向ニ付早速家来差出、相応之御用等相助度段、奉窺、依之、乍聊、献米仕候処、勤王素志ヲ表シ神妙之段、被命、難有奉畏候」とし、そのあと、東山道鎮撫使総督への拜謁、参内、勝地峠警固のための帰邑までの経過を述べている。また、武器については、野戦大砲二門、西洋小銃五〇挺、馬上元込七発銃一挺、火縄打抱筒二挺、火縄打小銃一〇挺などを書きあげた。

このような調査は任官の間近いことを予想させる。しかし、二カ月を経ても沙汰はなかった。そこで一〇月二日、高木三家はあらためて願書を提出した。その願書に、「只今ニ何等之御沙汰茂不被為在候間、何卒格別之御慈憐ヲ以、御誓紙等早々被仰付被下置候様、奉願上候」とあり、高木家のあせりを窺わせる。一〇月九日付で弁事役所より呼び出しがあった。翌日出頭すると、八月五日の調書にすぎのような下げ礼を付して、手交された。「主人、今以、在所ニ於而御用相勤罷在候哉、綾小路江献米何程差出候哉、同苗弾正、達三郎等一同ヨリ米ル十日迄ニ可申出候事」。これを請けて、同一二日、弁事役所へ出頭し、「今以、勝地峠相箇メ罷在候、尤、濃州尾州勢州川々水行支配仕居候、当時、私共上京中ニ付部而家来之者江精々取締申付置候」また綾小路への「献米五拾俵宛仕候」と上申した。

一二月二日、弁事役所より、四月に出頭すべき旨の廻状がきた。出頭すると、本領安堵の沙汰があり、同時に、

中大夫席を仰せつけられた。安堵状の写し（八三）と中大夫席の辞令写し（八七あ）が残っている。

高木弾正

高木弾正

高式千三四石余

中大夫席被

外四石余

仰付候事

右可令領知

者也

十一月 行政官

明治元年戊辰十一月

御印

日記には、このあと関係者への挨拶、祝儀、吹聴の記事や、中大夫の心得に関する役所への問い合わせの記事が続く。中大夫には東京定府が申し付けられたが、高木弾正は二月一七日に「所勞 = 付東下御猶予御願」を提出した。回答は、暫時の猶予を許可し、かさねて東京行きを指示するものであった。翌明治二（一八六九）年正月五日、高木家の先祖がはじめて仕えた高倉院の廟所を修覆し、かつ、在京して永世その警衛にあたることを願い出た。東京定府逃れの感が強いが、これにたいして弁事役所は不許可の返答をし、さらに参拝についても差図を受けることを命じている。また、正月二日には、高木弾正ほか七名が諸侯に准じて「御役義奉蒙勅許度」と、歎願書を出した。同二七日に高木弾正は軍資金二三両を上納した。これは知行高一〇〇石につき一両の勘定で、五月二七日、九月二九日にも同額を上納した。時間が前後するが、同年二月五日には、高木三家連名で、勝地峠の警固を解くことを願い出た。それは「追々東北御鎮静」「今般、諸向御関所御廃止」を理由とするもの

であった。高木三家は二月一四日にも東京定府免除の歎願書を提出した。その理由として、「奉離皇傍候儀、身ヲ割之苦」とし、「元来、於旧幕府モ、客礼優待ヲ受、代替之節、一度関東江罷下り、一謁而已ニ而始終美濃國ニ在住仕候」と述べた。これにたいして、「願之趣聞届候間、京都移住可致事」との沙汰が下った。三月二四日、養子引取りを理由に五〇日の暇を願い出た。しかし、五〇日ではすまず、結局七月まで在所に居た。

七月二四日京着した。八月二二日に高木弾正は広と改名することを願い出て、許可されている。これは、この月に布告された「御沙汰有之迄、国名百官名等相改候儀見合候様、先般御達之処、今般彌可憚旨、被仰出候事、但、左衛門、右衛門、兵衛は不苦候事」（二〇）によっているものと思われる。新政府は、九月一五日には、戊辰戦争の戦功と忠勤、由緒について調査し、一〇月二八日には、京都居住の大夫士の知行高と収納高等を調査した。高木家ではそれぞれについて書きあげている。一二月二日には禄制が制定され、中大夫の称が廃止され、士族となった。またその知行地は上地となり、以後、粟米を与えられることになった。この禄制制定で高木家中に動揺があるので治めてきたいとして、一二月一八日には五〇日の暇を留守居官伝達所に願い出て、許可された。

翌明治三（一八七〇）年三月一四日に、高木家は上京した。それは「近日之内、士族一統御処分も有之候間」「早々上京致すべく事」という指示によるものであった。四月二日に旧領地居住願いを出して、許可された。五月二四日、触頭村越三十郎をとおして、いつまで滞京すべきかを京都府に伺おうとしたところ、村越からは、「最早御処分之義へ被仰出も無御座候付、進達致候迎、御沙汰無之」とあったので、これを取りさげ、同日、二九日に在所へ向け出立する旨を届出た。実際には六月一日に出京した。

日記の記述はここまでで終わっている。結局、高木家の京都での運動にもかかわらず、官職を得ることはできなかった。勝地峠警固の解除はともかくとして、川筋支配の沙汰もなかった。そのかわり、士族として旧領地に居

住し、当面は粟米を支給される地位を確保したのである。

以上は主として日記によってみてきたが、日記に控えてあった文書の現物（写しを含む）は、それとして多く残されている。右の文中には、繁雑を避けるため、それぞれに該当する史料の整理番号は記入しなかった。

（以上）